

# フィリピン

フィリピン共和国

面積 30万km<sup>2</sup>

人口 4791万人 (1980年央推計)

首都 メトロ・マニラ

言語 フィリピン語 (タガログ語) (ほかに公用語として英語)

宗教 ローマ・カトリック教 (ほかにフィリピン独立教会、

政体 共和制 (イスラム教、プロテスタント)

元首 フェルディナンド・E・マルコス大統領

通貨 ペソ (70年2月21日以後変動相場制。

'80年平均相場 1米ドル=7.5138ペソ。)

## 行政区分 (13地方, 73州)

### I-イロコス

- ① Abra
- ② Benguet
- ③ Ilocos Norte
- ④ Ilocos Sur
- ⑤ La Union
- ⑥ Mountain Province
- ⑦ Pangasinan

### II-カガヤン溪谷

- ⑧ Batanes
- ⑨ Cagayan
- ⑩ Ifugao
- ⑪ Isabela
- ⑫ Kalinga-Apayao
- ⑬ Nueva Vizcaya
- ⑭ Quirino

### III-中部ルソン

- ⑮ Bataan
- ⑯ Bulacan
- ⑰ Nueva Ecija
- ⑱ Pampanga
- ⑲ Tarlac
- ⑳ Zambales

### IV-マニラ首都圏

- ⑳ Aurora
- ㉑ Batangas
- ㉒ Cavite
- ㉓ Laguna
- ㉔ Marinduque
- ㉕ Occidental Mindoro
- ㉖ Oriental Mindoro
- ㉗ Palawan
- ㉘ Quezon
- ㉙ Rizal
- ㉚ Romblon

### V-ビコール

- ㉛ Albay
- ㉜ Camarines Norte
- ㉝ Camarines Sur
- ㉞ Catanduanes
- ㉟ Masbate
- ㊱ Sorsogon

### VI-西部ビサヤ

- ㊲ Aklan
- ㊳ Antique

- ㊴ Capiz
- ㊵ Iloilo
- ㊶ Negros Occidental

### VII-中部ビサヤ

- ㊷ Bohol
- ㊸ Cebu
- ㊹ Negros Oriental
- ㊺ Siquijor
- ㊻ 東部ビサヤ
- ㊼ Eastern Samar
- ㊽ Leyte
- ㊾ Northern Samar
- ㊿ Samar

- ㊽ Southern Leyte

### IX-西部ミンダナオ (IX-A)

- ㊿ Basilan
- ㊿ Sulu
- ㊿ Tawi-Tawi

### (IX-B)

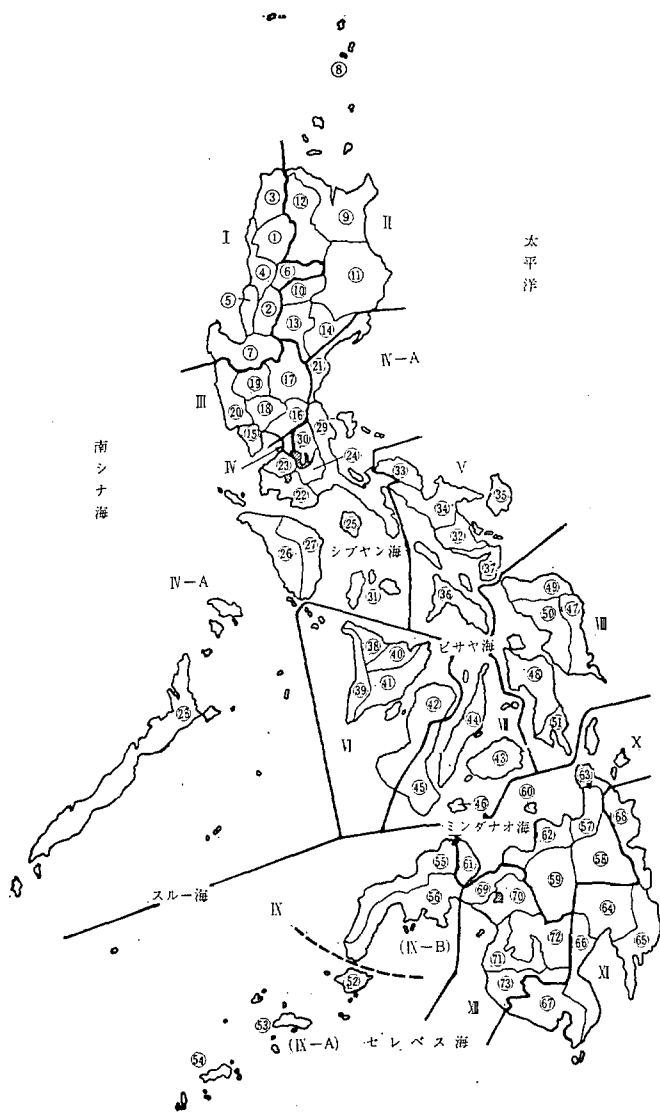
- ㊿ Zamboanga del Norte
- ㊿ Zamboanga del Sur

### X-北部ミンダナオ

- ㊿ Agusan del Norte
- ㊿ Agusan del Sur
- ㊿ Bukidnon
- ㊿ Camiguin

### XI-南部ミンダナオ

- ㊿ Davao
- ㊿ Davao Oriental
- ㊿ Davao del Sur
- ㊿ South Cotabato
- ㊿ Surigao del Sur
- ㊿ XI-中部ミンダナオ
- ㊿ Lanao del Norte
- ㊿ Lanao del Sur
- ㊿ Maguindanao
- ㊿ North Cotabato
- ㊿ Sultan Kudarat



(注) 数字は州名を示す

# 1980年のフィリピン

——戒厳令解放へ——

福島光丘

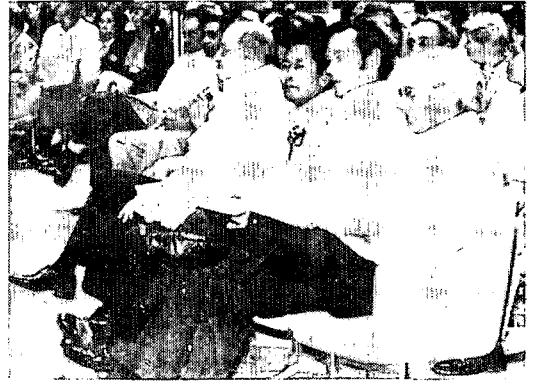
80年は前年12月急拠決定された地方選挙の騒ぎの中で明けた。選挙自体は予想通り与党 KBL の大勝で終わった。しかしこの地方選挙の決定を早めた理由の一つとみられる経済危機は、政府の予想以上の経済状況の悪化をもたらした。経済成長は戒厳令8年間の最低に落ち込んだ。低成長、インフレ、失業増加は生活条件の悪化を引き起し、「新社会」を約束した戒厳令に対する大衆の失望を不満に変え、不満は次第に反政府傾向を強めはじめた。犯罪は増加し、凶悪化した。

政府は経済危機に対し、大型プロジェクト実施、保護関税廃止、外資導入および輸出の一層の促進によって工業化・開放体制という従来の開発戦略をいわば最終段階まで推し進める方針を固めた。政府はそれに危機乗り切りと高度成長の希望を託した。

他方反政府運動は、いまだ非力ながら、経済危機の下で勢力を伸ばしつつある。合法野党勢力はようやく統一の方向に歩み出した。出国を認められたアキノ元上院議員は、内外野党の中心として、積極的に動き始めた。学生運動も昨年以上に活発化した。そして首都圏で連続爆弾事件が発生し、反政府運動はついに過激化の様相を示し始めた。

こうした経済・政治状況の悪化はマルコス大統領の、年来の戒厳令解除の条件に全く反するものであった。野党に対する対話・政府参加の呼掛けも拒否された。にもかかわらずマルコス大統領は年末に至り、81年1月末に戒厳令を解除する、と発表した。しかし、その決定理由が何であるにせよ、マルコスの権力は、戒厳令という外皮がなくとも、実質的に変りはない。

**地方選挙** 戒厳令前の71年以来初めての地方選挙は、与党「新社会運動」(KBL)とナショナリ



米国観光業協会マニラ会議場のマルコス大統領(右から3人目)

スタ党(NP)、ラバンに代る新野党連合「自由のための全国連合」(NUL)、「ビサヤ連合」(PB)、「ミンダナオ同盟」(MA)、「憂慮する市民の連合」(CCA)の有力政党(後の3党は地方政党)を含む約22野党との間で戦われた。

NULは、戒厳令解除、民族主義政策などの反政府の政綱を掲げて、ほぼ全国に候補者を立て、NPもまた支部を再編し選挙に臨んだ。これに対してマルコス大統領は、インフレは外的要因によるもので政府の責任ではないとして、困難に対する国民の団結と支持を訴えた。だが与党は激しい公認争いのため、立候補届出期限延長後によりやく全候補の調整が完了するありさまであった。激しい公認争いは、多くはKBL内の旧野党リベラル党出身者である現職者を優先したためNP系党員の不満をかったからであった。これはNPの一部党员によるKBLからの分離の原因の一つでもあった。タタド情報相が出身州のNP知事・町長候補を支持し、情報相を辞任する事件も起った。

マルコス大統領は、NPは78年KBLに吸収合併・解散され、政党として候補公認の資格はない、最高裁に提訴すると主張、NPと激しい論争を繰り返した。また多くのKBL候補は、党籍変更を

理由に対立野党候補の失格告発戦術に出た。これらの動きは、KBL が、つい1カ月前までその母体として与党に属し、他の野党勢力と違って地方に有力基盤を持ちながら今や最も危険な野党となったNPの候補者や地方住民の不満を背景とする野党の有力候補に対し、少なからぬ脅威を感じていたことを示していた。

1月30日の選挙の結果は予想通り与党の大勝に終わった。しかし不利な条件と暫定国民議会（IBP）選挙で大勝したPBの事実上の不参加にもかかわらず、野党は、バタンガス（NP）、ヌエバ・ビスカヤ（NUL）、東サマル（無所属）、東ミサミス（MA）の4州で知事を、カガヤン・デ・オロ（NUL）、サンボアンガ（CCA）の2市長等（他の町長選他は不詳）を獲得した。与党の当選者は大部分再選であった。今回選挙でも17人が死亡、46人が負傷したが、こうした暴力事件の多発は選挙の実態が旧態依然たるものであることを示すものであった。

**アキノ釈放と反政府運動** 79年12月マルコス大統領はアキノに16日間の自宅拘留、さらにその7日間の延長を認めた（12月22日～1月15日）。また同年末拘留中のフィリピン共産党員を多数釈放した。こうした動きはマルコスが実際に和解路線を採用したものと受け取られ、アキノ特赦の推測が広まった。アキノは79年10月20日、マルコスの予想される危機にあたっての団結・協力の呼掛けに応じて、次のような平和的正常化提案を行っていた。(1)報道の自由の回復を含む戒厳令の主要効力の廃止、(2)80年地方選挙、(3)81年11月大統領制か議院内閣制かを問う国民投票、(4)82年11月国民議会選挙または正副大統領と国民議会選挙、(5)83年1月戒厳令解除と新政権による引継ぎ、および重要な国家問題に関する最高諮問機関として野党指導者を含む「指導者会議」の設立がそれであった。

1月の地方選挙はアキノ提案に沿うものであったが、マルコスはアキノの指導者会議案のみを取り上げ、これは可能であり、状況が許せばアキノと会談したい、と述べた（1/9）。シン大司教もアキノ提案に積極的な支持を表明した。しかし大統領は一週間後、提案は自分が死につつありかつ我が国が危機に陥っているとの二つの誤った前提に立

っているとして、提案受け入れを拒否した（1/17）。野党の中にも以前の立場を一転してのアキノの政治的妥協に批判的な者もあった。政権内部では、野党特にアキノの政治参加によって地位低下が予想されるイメルダ大統領夫人が強く反対したといわれる。

アキノ特赦の機会は78年6月と同じく再び遠ざかったかにみえた。しかし5月7日アキノが心臓病治療のため米国訪問の許可を申請したのに対し、翌日大統領は時を移さず、最高裁の承認も取り付けて、出国を許可し、アキノはその日のうちに妻子とともに米国に向った。出国の条件——国内政治問題に論評しない、手術後帰国する——はアキノ自身が申し出たものであったが、前者はアキノがこれまで拒否し続けてきた条件であった。

アキノの態度変更の真意は明らかではない。しかしアキノはダラスでの手術成功後も、亡命は否定したが、米国にとどまり在米のマンガラプスの「自由フィリピン運動」（MFP）とともに、内外の反政府勢力、特に穏健野党の統一に向けて活発な活動を開始した（7/11）。その主要目標は戒厳令の解除と自由・公正な選挙に置かれた。

他方フィリピン国内においても6月主要野党グループが戒厳令解除（＝マルコス排除）の共通目標の下に基本的に統一に合意し、作業協定作りが開始された。しかし主要野党8グループがホセ・ラウレル（NP）、ヘラルド・ロハス（LP）の主導で5点からなる「自由と民主主義のための国民の盟約」を採択したのはやっと8月29日であった。盟約は即時無条件の戒厳令解除と自由・公正選挙による民主主義への平和的移行を要求した。だが合意できたのはこの基本目標だけにすぎず、具体的な統一組織作りにまで至るものではなかった。このことは主に旧政治家からなる合法穏健野党の諸グループの利害と思惑が対立し、その統一がいかに困難であるかを示している。彼らは反政府運動の左傾・急進化を懸念し、かつ自らの非力を知りながら、事実上現時点では最終的合意に至らなかったのである。

とにかく野党連合はその入口にさしかかった。しかし現実の事態は、穏健野党指導者たちの利害思惑を越えて発展していった。その一つは6月中旬以降活発となった学生・労働者・市民運動の発

展であり、特に今一つは都市ゲリラ活動の出現であった。もちろん穏健野党も独立記念日(6/12)、比米友好記念日(7/3,4)、戒厳令記念日(9/21)等に反戒厳令デモを組織した。6月12日セブ市での「自由の行進」には約2万人が、9月末のやはりセブ市での「盟約」支持集会にも約2万人が参加した。

例年のように学生運動は夏休み明けの6月に始まった。今年の学生運動は、正常化準備の一環としての新教育法案(全教育機関を教育省の直接管理下に置く)と授業料値上げ・インフレなど経済問題に対する抗議を中心とするものであったが、戒厳令、米帝国主義反対などの政治的要求をも含み、前年を上回る規模で展開された。7月29日にはマニラの3カ所で学生約1万の大規模デモが実行され、ケソンでは、阻止されたが、学生約6000が暫定国民議会(IBP)デモに参集した。こうした公然の反政府行動に対し軍当局は、共産党はフロント組織をほとんどの大学に設けることに成功したと主張、予防拘禁を含め搜索作戦と大量検挙で臨み、学生リーダー、野党リーダー、労働争議の労働者ら百数十人が逮捕・拘留された。

石油値上げ、インフレに対する反対運動も幅広く展開され、約50の労働団体、30の学生・宗教・専門職など様々のグループが加った。官製労働組合連合のフィリピン労働組合会議(TUCP)は今年も再び政府決定を上回る最低賃金の実施、スト権回復を要求せざるを得ない状況に置かれた。しかし官製労組の実態を不満としかつ現実の使用者の不当行為に直面した労働者たちはTUCPと別個の労働センター(フィリピン労働組合センター、PTUC)を設立し、TUCPと対立した。また「5月1日運動」傘下の組合は、大統領出席、TUCP参加の官製労働日大会とは別に5月1日独自の大会を開催し、独自の要求を提起した。

だがこれらの合法反政府運動は、経済不況を背景に、その基盤を拡大しつつあるとはいえ、政権のコントロール下にあることは、その後の運動の収束状態をみれば明らかであった。

非合法武装組織であるフィリピン共産党・新人民軍(CPP・NPA)はルソン島のカガヤン谷、カリンガ・アパヤオ、アブラ、サマル、ダバオ、サボアンガ等の後進地域で勢力を拡大しつつあ

り、軍の推定勢力は5400人うち武装正規メンバーは2800人である。CPP・NPAはまた都市部では学生・労働者・貧民に対する教宣活動と地下組織の建設を強化しているという。モロ民族解放戦線(MNLF、軍の推定では約1万)もまた国軍と財政に多くの出血を強いているとはいえ、基本的にはミンダナオの地方勢力であり、中央政府に対する脅威は自ら限定されている。

反政府勢力の、例えば穏健派と急進派の協力・統一は政権にとって真の脅威になりうるが、いまだこうした統一戦線の動きはみられなかった。しかしこの意味で、アキノが米国での初めての公開演説で警告し(8/4)、実際に首都で発生した都市ゲリラ「4月6日運動」による連続爆弾事件はかつてない懸念をマルコスに与えた。8月22日に始まった31件にのぼる爆発はマルコス出席の米国旅行者年次総会をも襲った(10/19)。国際会議・旅行の取消しが相次ぎ、外国投資や経済活動の低下が懸念された。大統領が容疑者の自白からサロング、在米のアキノ、マンガラプスら元上院議員を含む30人の逮捕を命じ、約20人が逮捕されて以後、爆弾事件は再発していない。しかし今後も情況に変化がない限り、すなわち政治的抑圧に加え、経済的抑圧が続けば、再び都市テロ活動が起こる可能性があることをこの事件は示している。

**戒厳令解除の背景** 79年9月マルコス大統領はミンダナオ問題と経済が改善すれば、戒厳令を解除する、と述べていた。しかし多くの人々はその実現を疑っていた。しかし今年8月末と9月初め同様の発言を繰り返し、12月19日には大統領は81年1月に解除すると明言した。解除への準備態勢の整備自体は3月の国防相の全軍人(約2000人)の民政部門からの召還命令、5月IBPによる改憲提案検討などですでに開始されていたが、憲法議会としてのIBP招集(12/9)によって本格化した。9月時点でマルコスはミンダナオ情勢と経済状況について好意的な判断を示した。しかし予定されていた対MNLFジャカルタ会談は結局実現せず、経済も10年来最低の状態にあった。自らの2条件に反するにもかかわらずマルコスが解除方針を決定したのはなぜか。これには次のようないくつかの理由が考えられる。

第1は、戒厳令の果すべき役割が、マルコス自身からみてもなくなり、むしろマイナス面が目立ってきたことである。マルコスによれば解除の第一の優先位は「戒厳令という望ましくないラベルを完全に除くこと」(フェーイースタン、10/17)にある。これはマルコスの年来の意図であった。不快なひびきをもつ「抑圧的用語」を除くことによって無用な内外の批判を封じ、ドゴールあるいはシンガポール型の「立憲権威制」への移行が名実ともに可能になる。それはまた統一野党の反マルコス結節点を奪い取ることを意味する。

他方解除はマルコスの権力の縮小を意味するものではない。76年の憲法修正第6号は要旨次のように規定している。「大統領(首相)は、重大な緊急事・脅威が存在もしくは急迫していると判断した場合または議会が即決を要する問題に適切に行動しない場合、議会に代って法律の効力をもつ布告等を公布できる。」また戒厳令下でマルコス自身が制定・補足整備した国家治安法典および公共秩序法典によって、大統領は治安・公安事件について自ら検挙・捜査・押収令状を発行できる。さらに国軍最高司令官として軍警に対する命令権、人身保護令停止の権限も失なうことはない。従ってマルコスは引続き戒厳令下と実質的に同一の権力を保証されるのである。

第2に、独裁政権ゆえの、「マルコス後」に対する懸念、特に外国資本、米国、教会、親政権の経済人のそれである。特に79年央以来の根強いマルコス病気説はこれを大きな問題にしている。権力の秩序ある移転を可能にするためには、戒厳令を解除して戒厳令下で分極化した政治勢力間の関係を修復し、そのための政府形態を構築せねばならない。憲法議会は84年の正規国民議会選挙までの移行期中の大統領後継ルール案を採択した(12/20)。他方マルコスはアキノらの戒厳令解除要求を拒否しながら、9~10月野党に、与党との相違で話し合い解決を呼掛け、もし望むなら政府参加を認める、と述べた。野党はこれを拒否した。しかしマルコスは自らの主導の下に戒厳令を解除して、現状では直接脅威ではないが野党の結節点を奪い、野党内の日和見分子、プラグマティストを自分の側に取り込み、地歩を固めるであろうことは当然予想される。

第3に、米国政府の圧力が考えられる。マルコスの5月ハワイ訪問時に、米国側から米国内の人権圧力に対処するため、アキノ釈放の打診があった、といわれる。当時米下院はフィリピンの人権状況に対する失望の表明として、対比軍事援助の原案1億0570万から500万ドル削減していたから、この打診はありえた。しかしもしマルコスが解除に乗り気でなかったとすれば、国防優先で知られるレーガン新大統領の1月就任に解除時期を合わせる必要はない。また法王来比についても、すでに11月末には2月来比の暫定日程が伝えられていたのだから、解除が法王来比の条件であったとは考えられない。マルコスが国内的要因よりも外的圧力から解除を決めたとは考えられない。マルコス後の問題は内的外的考慮が複合した問題である。しかしマルコスが解除時期をこれまでの発言の3月から1月に早めたのは、自らの選択で最も良いタイミングを狙った結果とみるべきであろう。

### 危機打開に大幅経済改革

第2次石油危機は前年を上回る打撃をフィリピン経済を与えた。石油代金の急増にもかかわらず輸出は輸入を超える伸びを示したが、経常収支の赤字は前年を上回った。長短期資本流入によって国際収支の赤字拡大は抑えられたものの、対外債務残高はたちまち100億ドルの大山を超えた。

石油製品の大幅値上げを基因に、インフレの高進と生産コストの上昇が続いた。金融当局はインフレと輸入抑制のため全般的な金融引締め政策を維持した。このため需要・生産・投資の全局面で経済活動は落ち込んだ。公共事業は名目額では前年水準を維持したが、実質国民総生産の増加率はここ10年来の最低を記録した。

インフレ率は次第に低下し始めたが、広範な値上げ反対運動が展開された。生活条件悪化による大衆の反政府傾斜を懸念する政府は、前年同様石油製品値上げと並行して2回にわたり賃上げを実施した。しかし労働界の大幅賃上げとスト禁止解除の要求は益々強まっている。

深化する経済危機に対し、政府は従来と同様に製造品輸出、食糧生産、労働集約産業等の優先分野に対する奨励措置を維持・強化した。しかし恒

常的な石油危機下での従来と同様の開発政策の継続は、伝統的な一次産品に代る非伝統的な製造品等の輸出増加という一定の効果をあげたものの、他方では巨額の債務累積と成長の低下を招いた。環境の好転を待つだけでなく、根本的かつ急進的な経済構造・制度の改革が不可欠であった。政府はすでに前年、80年代前半に11大工業プロジェクトを積極的に推進して産業構造の高度化を実現する方針を決定していた。今年も政府はさらに、世銀・IMFの調査・勧告にもとづき、産業構造改革のための重要政策を決定した。5カ年にわたる輸入関税引下げ、輸入制限の廃止、金融制度の改革および織物、セメント等の産業の合理化・近代化計画およびエネルギー開発10カ年計画の5カ年への短縮等がこれである。その目的は国内産業に対する過剰な保護を取り除いてその生産・資本効率を高め、国際競争力を強化し、そのための長期資金の増加を促進しようとするにある。

これらの改革とその間の国際収支赤字補填の必要資金として、世銀・IMFは相当額の借入を供与し、対比世銀協議グループは引続き前年を上回る公的借入の供与に合意した。だが一次産品市況は再び不調の兆しを示し始め、非伝統輸出品の先行きも楽観できない状況にある。政府は5カ年計画の成長目標を下げたが、その実現は、多くは依然石油価格の動向にかかっている。

**生産活動** NEDA 暫定推計によれば実質GNPの増加率は前年の6.0%、10月の再改訂引下げ目標5.5%をも大きく下回る4.7%となった。1人当たりGNPも前年の推定約2.6%から2.3%に低下した。名目GNPは2697.8億ペソ(359億ドル)、1人当たりでは5660ペソ(753ドル)となった。

消費支出の増加率は前年の4.1%から4.7%に上昇した。うち個人消費支出は4.5%から4.8%へとGNP増加率をわずかに上回ったが、これはインフレに対する生活防衛が限界に達したためとみられる。政府消費支出は1.7%から4.5%に伸びた。これは引延ばされてきた給与引上げと消費支出の実施によるものであった。

国内総生産は5.8%増から5.2%増に落ちた。農業、製造業の不振が主因であって、実質粗生産額の増加率が前年を上回ったのは、公益、運輸通

信、サービスの3産業にすぎない(主要統計参照)。

農業生産の伸び率低下は5.3%から4.4%へと特に大きい。これは数箇の大型台風による米作を中心とする被害およびココナツ製品の輸出不振による。籾の生産量は前年の719.8万トンから697.9万トンに2.9%、ココナツ製品の輸出は7.2億ドルと26.5%もそれぞれ減少した。しかし前年までの備蓄分もあって米の輸出は79年の19万トンに対し77年以来最高の25.4万トンに達した。価格上昇で輸出額の急増した砂糖の生産も226.6万トンと約1%減少した(国際砂糖機構の推定では233万トンで、2.5%減)。

製造業の実質成長率は5.7%から5.1%に再び低下した。金属工業、繊維、木製品が不振で、特に自動車販売台数はPCMP 5社合計で51,932台、19%という大幅減に見舞われた。比較的順調だったのは電気・電子、非金属鉱物製品、化学などの輸出関連業種と食品であった。

鉱業の粗生産額は前年の18.0%増から10.1%増に低下したが、依然高率であった。これは下期に再び低下し始めたが、イランの米大使館人質事件および7月の米タコマのストによる銅価格の上昇による。銅精鉱の産出量は30.6万トンと2.7%増にすぎなかったが、輸出額は6.79億ドルと80%も増加した。ニッケル、金も主に価格上昇のため好調で、輸出額はそれぞれ320%、129%増加した。

公益事業は水力、地熱発電量の増加で16.4%増と前年の10.2%を大幅に上回った。しかしルソン特に首都圏では停電が頻発し、延べ約120時間に達した。同圏の1~9月工業用電力消費は2.2%減少した。これは火力発電所の故障と生産の落ち込みによるとみられる。火力発電量は上期のみで3.3%の減少を記録した。

**エネルギー開発** 石油消費は約8000万バレルと1.2%減少した。しかし原油輸入額は19.9億ドルと前年比35.8%増加、総輸入の31.2%を占めた。原油・石油製品の輸入増加額は総輸入増分の71%に達した(中銀)。消費の減少は、2、8月の2回の大幅値上げ(全製品加重平均62.1%、レギュラーガソリン69.6%、軽油66.3%、重油59.3%)によるもので、特にガソリンは20%減少、中質留油は5%の増加にとどまった。イラク、サウジアラビア

の供給停止で一時供給不足が懸念されたが、サウジの年末日量1万バレル再開約束、メキシコの81年初からの同1万バレル供給契約で、当面危機は遠のいた。年末備蓄量は102日から115日分に増強された。

1~10月期では地熱、水力、石炭の利用増加で約649万バレル相当が新たに代替された。しかし国産のニド原油は79年10月のピーク日産4万バレルから1.4万バレルに、更に年末には4千バレルに激減し、年間産出量は79年の857万バレルから362万バレルに低下した。

エネルギー開発計画は最優先計画として81~85年の5ヵ年に短縮された。総費用は140億ドル(外貨分78.4億ドル)で、石油依存を88%から85年には55%へ、輸入石油依存度を82%から51%に下げることを目指している。これは小型発電機を含む水力、地熱、国産石油(81年730万、85年1825万バレル)の開発を柱としている。

**金融・財政** 中銀は優先分野への選別融資とインフレ・輸入抑制のため金融を引続き締め基調で運営した。中銀の再割引窓口を通ずる貸付額は1~11月期に56%増加したが、非伝統輸出品を中心とする輸出金融が84%、米・とうもろこし生産融資が7%を占めた。国際収支の赤字継続および貸付・預金利率の実勢追随の2%引上げで、金融はタイトに推移した。通貨供給の対前年増加率は1~5月は連続15%を割り、5月は8.0%に低下した。しかし以後中銀はCBCIの発行停止など金利上昇と極度の逼迫を避けたため9月には19%、年末比では15%まで増加した。定期預金等を含めたM<sub>2</sub>も年末比13.1%増にすぎない。

国内信用残高は年末比で前年の26%増に対し19.7%にとどまった。短資市場の取引額も運転資金の高い潜在需要にもかかわらず金利上昇(年加重平均で12.886%から13.266%に上昇)のため前年の20%増に対し2.8%増加したにすぎない。銀行の税引前利益/平均資本勘定比率は前年の18.6%から16.6%に低下した。これは資金不足から借入金依存を高め、利払いが42%増加したためである。

かねてから懸案であった銀行制度の改革が導入された。3月の金融関係7法修正の成立を受け、中銀は7月関係4回状を出した。新制度は拡大銀

行またはユニバーサル・バンキング制度と称され、従来短期貸付に限定されていた銀行に証券引受け、他業種への出資等、業務の拡大を認め、長期資金の供給を増加させることを目指している。これは同時に競争による経営合理化と最低払込資本額を従来の商銀の2億ペソから5億ペソに引上げて合併・大型化を奨励して経営基盤の強化をはかろうとするものである。しかし資本金要件のため年内の申請は1件もなかった。

中銀はまた関税改革(EO 578号)の補完措置として原材料輸入の75%をカバーする1364品目に対する事実上の輸入許可制の廃止を決めた(回状758号)。関税改革では590品目(消費財22%)の関税の調整(472品目引下げ、100品目引上げ)を4年にわたり漸次実施する。両措置ともIMF・世銀の融資条件の一部で、81年初から実施される。

中央政府財政(現金)収支は、引続き歳出が35%増と歳入の32%を上回ったため、前年比105%増の35億5593万ペソ(歳入の7.4%)の赤字を記録した。公共事業支出は前年比推定14%増であった。債務返済を除く総支出はGNP比で前年の13.2%から13.5%に上昇した。純借入は前年とはほぼ同額で50億ペソ、うち国内借入39%、国外は61%であった。81年予算は548億ペソで95億ペソの歳入不足が見込まれるため、政府は間接4税の引上げ、徴税機構改革法を成立させた。

投資面では、新規登録企業の払込資本は20%、既存企業増資は67%、両者計で50%、さらにBOI承認投資は55%(内資+26%、外資+133%)とそれぞれ増加した。しかし実物投資は不振で、実質粗国内資本形成は前年の7.4%増から3.3%増に大幅に低下、純資本形成は推定1.6%増にすぎない。固定資本のうち建設は7.4%で前年の5.5%増を上回ったが、耐久設備は9.5%から4.2%に増加率は半分以下となった。また在庫調整が進み在庫増は前年の6.9%増から8.3%の減少に転じた。投資促進のため政府は内外資に対する投資規制を緩和、中小企業融資制度を強化、地方投資奨励法を成立させた。また既存の3輸出加工区に加え、5ヵ年に15加工区を新設する計画を決めた。11大プロジェクトでは資本・技術不足を補うため国際入札を実施、外国資本参加を誘致する方針を採り、すでにディーゼル・エンジン、アルミ精錬、

銅精錬プロジェクト等で外資参加が決まった。

**雇用・物価** 雇用状況は悪く、中銀の年平均雇用指数は前年の6.98%増から0.43%増に落ち込み、農林漁業、製造業、公益業では減少した。労働省に報告された離職者数は約7万人に達し、うち製造業が77%を占めた。しかし政府筋は下期には、労働者の海外雇用促進で、状況がいく分改善され、失業率は前年第3四半期の3.5%に対し4%程度とみている。労働者の就業斡旋は14万人から24万人に増加、うち海外は20万人にのぼった。

全国消費者物価は、3月に23.8%増に達したが、年平均では前年の16.5%増に対し17.6%増に落ち着いた。食料品の14.8%に対し非食品は21.8%も上昇した。2・8月に首都圏非農業労働者の場合合計で法定生活手当が4ペソ、最低賃金が1ペソ増額された。これで資本金100万ペソ以上企業の最低賃金は14ペソ、生活手当は計14.68ペソ、法定1カ月手当分1.17ペソで、合計の法定最低実効賃金は29.85ペソとなった。年末には一部手当が統合され、基本最低賃金は18ペソとなった。79年9月の改訂時からすると実質上昇率は7月1.8%、8月末13.4%だが11月末では10.3%となる。だが大手労組は今回賃上げを不満として実効最賃の32.45ペソ実施とスト権の完全回復を要求している。公式発表によるスト件数は前年の51件に対し47件であったが、大部分はスト禁止の重要産業であった。他方首都圏労働者の1~9月平均実質基本賃金は熟練で10.5%、未熟練で12.6%低下した。賃金・給与労働者は約600万とされるが、その組織率は約30%と推定され、また最低賃金の適用除外も多くあるから、むしろこの方が下層労働者の賃金実態をよく反映しているとみるべきであ

ろう。

**対外取引** 外国為替収支は総合赤字が前年の5.7億ドルから3.8億ドルに減少した(主要統計参照)。輸入の15%増に対し輸出33%増加、貿易収支赤字は17.5億ドルと前年より1300万ドル減少した。輸入増は主に石油その他の価格上昇によるもので、輸入・非要素サービスの実質増加は前年の11.4%に対し6.5%にすぎない。他方輸出等の実質増は9.9%から15.9%に上昇した。これは鉱産品(額+90%)、砂糖(同129%)の価格上昇による好調と繊維、電気・電子製品等の非伝統輸出品の増加(27.6%)による。伝統輸出品は19.6%増であった。経常収支赤字は利払い増加による貿易外収支の赤字転化のため前年比7%増加したが、短期資本の純流入増、国産金の買上げ増で総合赤字は前年より減少した。年末の中銀外貨準備は7.32億ドル増え、31億5537万ドルに達した(純準備は7.5億から13.7億ドルに増加)。対外債務残高は年末現在25.5%増の122.1億ドルに達したが、対外債務返済比率は前年と同率の18.7%にとどまった。

中銀による再貸付用一括借款は、条件悪化のため予定より1億ドル少ない4億ドルに終わった。2月IMFから6.02億SDRのローン・パッケージを取得した。うち4.1億SDRは80~81年の国際収支赤字対策用の拡大信用供与と補完的融資で、IMFは81年国際収支2億ドル赤字、82年同1億ドル黒字、両年貿易収支赤字20億ドルの目標を設定した。また9月には世銀から産業調整用借款2億ドルを取得、第2次分の交渉も開始した。81年のIMF設定の商業借款枠は80年の12億ドルから14.5億ドルに、同年の対比協議グループのODA約束額も10億ドルから12億ドルに引上げられた。

#### 経済開発計画の改訂目標

(1972=100の実質価格, 100万ペソ)

	1979*	1980	1981	1982	1987
GNP	87,738	92,563	98,117	194,495	150,711
GDP	87,540	92,403	97,921	104,286	150,364
人口(千人)	46,580	47,664	48,750	49,837	55,208
1人当りGNP	1,884	1,942	2,013	2,097	2,730

(注) ※実績。

(出所) NEDA。



## 1月

1日 ▶ナショナリスタ党、地方選に公認候補を指名。  
 5日 ▶ラバン、地方選に候補者出さず——L. Tañada。  
 6日 ▶大統領、選挙運動開始——国民の団結呼び掛け。  
 7日 ▶アキノのクリスマス休暇8日間延長——15日まで。23日間の自宅拘留後15日アギナルド基地に帰房。

▶大統領、新国際秩序呼び掛け——UNCTADの途上国間経済協力(ECDC)アジア地域会議開会演説で。

8日 ▶NPの候補公認権に訴訟を検討——KBL(新社会運動)。78年4月KBLとの合併を決議したとして。

▶大統領、対アキノ会談を計画——行政への野党参加のため数日中に。国の進歩と存続を保証するため全党派の「指導者会議」を設立するつもり。これはアキノ、タニャーダ、ディオクノを含む。(バンコク・ポスト)

(注) 8日アキノ発言。戒厳令解除と自分の釈放を確保する政治的妥協を大統領に申し出た。提案は各部門指導者の諮問会議設立、報道の自由を含む。

9日 ▶日本、対比贈与協定調印——合計26億円。

▶大統領、アキノ提案確認——提案は実行可能で研究中。諮問会議は地方選後に設立され、アキノは一定条件下に参加を認められよう。会議は大統領・内閣に国家的危機に起因する安全保障と経済の問題に関し勧告する。

他方9日アキノは、79年10月20日大統領に32人の「元老会議」設置を含む提案をしたと公表。大統領が提案を受け入れる保証がなかったので仲間にはからず提案した。

10日 ▶アキノ、正常化提案を説明——一切の国内問題は一つの根本原因、戒厳令の不確定な存続期間にある。状況明確化のため以下の計画を大統領に提案する。①戒厳令の主効力を即時廃止、地方・全国選挙の時間表を発表。②戒厳令は解除せずに大統領は同令後出された一切の命令を無効とする。③次の選挙スケジュールを発表、報道の自由を回復する。80年地方選挙、81年11月第1月曜日に大統領制か議院制政府かを定めるプレビサイト、1年後に同決定に従う選挙。83年初に新政権が引継ぎ、戒厳令は解除され、完全な正常化が回復される。

(後継者問題) 大統領は次のような大統領令を出すべきだ。大統領の死亡・不能時に国民議会議長が自動的に大統領・首相代理に就任、議会はただちに82年末までの任期の新たな大統領・首相を選出する。

11日 ▶KBL 7点政綱発表——ナショナリズム、国民の団結、社会正義、直接参加政府、経済開発と繁栄、信仰の自由、国際主義。

12日 ▶NUL 8点政綱発表——議長 Rogaciano Mercado。国益保護外交政策と外資の効果的管理含む真正の国家独立。国際協力。戒厳令解除含む政治民主主義。市街地所有制限と貧者への配分含む土地改革。一切の労働権の回復を含む産業民主主義と主要産業国有化。生産手段の比人支配含む民族主義的工業化。公共の福祉。民族主義に重点を置いた教育制度の再構築含む国民文化。

▶タタド情報相、NP知事・町長候補を宣言——カタンドゥアネス州で、KBL中央委決定に異議を唱えて。17日大統領は同相に辞表提出を要求、18日同相提出。

16日 ▶NPの法定政党資格に異議——大統領。異議申し立ては選挙後にならう。NPは78年に解体された。アキノと提案で取引する前に、彼は他の野党指導者と相談をまとめねばならない。アキノは自ら帰房を望んだ。

▶シン大司教、アキノ提案を支持——マルコス・アキノ和解は後継者問題での血の権力闘争の危険を消し、平和的移行を可能にする。私は諮問会議に参加しない。

17日 ▶ピサヤ連合、セブ州全候補の公認撤回。

▶大統領、アキノ提案は同意し難い——提案は、私が病気で死につつあり、国内状況が危機的との前提に立っている。提案はわなだ。私は透折術を受けていない。

19日 ▶マルコスはNPでない——Jose J. Roy。78年NP解散を決めたというNP執行委員会は開催されていない。マルコスはKBLを法定全国政党として登録した79年12月26日NP員でなくなった。21日マルコスはNPは解散されたと再度反論。25日選管はKBL、NPを再度法定政党として承認。

21日 ▶MFP、武器購入資金調達を促進——権威筋。在米の「自由フィリピン運動」が79年9月の第6回年次大会採決決議による「自由の戦士」武装のため。28日政府筋は79年16人が逮捕された「放火運動」の背後に在米反政府組織があると非難。

▶モフタル・インドネシア外相来比。

23日 ▶最高裁、選挙法に違憲判決——国家不忠誠罪で起訴された者は立候補資格を失うとの法律51号第4条は憲法上の被告人無罪の推定に違反する。

24日 ▶工業相、11大工業プロジェクト擁護——84~85年までの時差実施で2~4億ドルの外貨節約が可能。

27日 ▶マルドーン・ニュージーランド首相来比——大統領と会談。5カ年エネルギー協定に調印。

29日 ▶12社海外に輸出事務所設立——BOI承認。

30日 ▶地方選挙実施——全国73州、59市、1501町の正副首長、議員、有権者約2280万人。

31日 ▶大統領、各省に10%支出削減命令。

## 2 月

4日 ▶イスラム諸国会議事務局長来比——ハビブ・シヤティ。ミンダナオ問題で政府当局と協議。

▶輸入関税引下げ改訂公聴会開始——関税委員会。過大な保護を除き、輸出競争力を強化するため。しかし自動車スベアパーツ業界はパーツの関税引上げを主張、電気・電子機器業界は原料関税の引下げ、製品関税の引上げを求めるなど、全般に反対意見が強い。

5日 ▶比国の人権状況は改善——議会提出の米国防省世界人権状況報告書。最近多くの改善がなされた。

6日 ▶ニドA-1油井閉鎖——油量より水量が多くなったため。産油量はこれまでの5井日産4万バレルから、閉鎖による減産1万8700バレルと他の4井の調整減産3700バレルのため2万1300バレルに低下。大統領はエネルギー相に石油消費を79年水準(8400万バレル)に制限するよう指示。

7日 ▶ビサヤ連合、2党員除名——一方的にセブ知事選不出馬を決定した、としてCasimiro R. Madarang, Jr. 委員長, Mariano B. Logarta IBP(暫定国民議会)議員・地方選セブ知事公認候補を。9日新委員長 Carmiano Kintanar を選出。

8日 ▶80年第1号一括借款調印——中央銀行。2億ドル、20行参加、期間10年(返済猶予4年)。LIBOR+0.75%。

▶石油製品値上げ——全製品平均41%。リットル当り、レギュラー・ガソリン54%で4.30ペソ、プレミアム50%で4.50ペソ、ディーゼル油42%で2.40ペソ、灯油45%で2.40ペソ、パンカー油36%で1.52ペソに。

他方大統領は7日、主要食料品9品目の価格の3カ月間凍結を命令。

▶大統領、7点農業計画作成。

▶レガスビで32司祭、地方選ポイコット——同司教管区の全司祭が戒厳令下の選挙に反対する宣言に署名、選挙前日に配布。選挙前に戒厳令解除を要求。

11日 ▶IBP第2定例会期開会——(～3/27) S.H. ラウレルの動議に応じNPとして起立した議員はタタド元情報相のみ。大統領はNP法定政党取消し訴訟取下げ指示。13日 A.M. トレンティーノはKBLはIBPの多数派政党ではなく実際の議会内多数派であって、自分はその一部であると同時にNP員でもある、と演説。会期中金融7法。およびセンサス法案可決。

▶リタウティン・マレーシア外相来比。

▶バランガイ・キャプテン選挙を無期延期——KBL幹部会・大統領決定。

12日 ▶各種産業規制廃止の方針——国家経済開発庁

(NEDA)。手始めに、11日過密産業リストから20業種の削除を承認。13日フィリピン商工会議所(PCCI)は、この削除および政府の5カ年輸入関税漸減案に強い反対を表明した。

13日 ▶日比租税協定に正式調印——東京。

16日 ▶物価安定審議会設立——大統領。委員長商務相。同時に物価統制令も復活。対象は米、料理油等9品目。

18日 ▶大統領、米太平洋艦隊司令官と会談——ロング司令官は米会議は比国を米の地域安全保障にとって極めて重大と考えていると発言。ホルブルック国務次官とインドシナ問題で意見交換。

20日 ▶生活手当増額——大統領令(PD)1678号。月収1500ペソ未満で非農業労働者は日額2ペソ、農業は同1.50ペソ。同時にバス、ジープニー運賃を20%(3月28日24%に)、トライスクル25%、内航船運賃10%の暫定値上げ承認。

22日 ▶比・アルゼンチン貿易協定調印。

▶アルミ精錬で合弁契約——レイノルズ・アルミ社、NDCと折半出資。年産14万トン。

24日 ▶東ネグロスで町舎襲撃——新人民軍(NPA)。La Libertad町。

26日 ▶比・ハンガリー科学技術協力協定調印。

27日 ▶リー・シンガポール首相来比——(～29日)28日大統領と地域安全保障問題を協議、国連カンボジア問題国際会議開催を求める共同声明発表。大統領はASEANは経済的集団であるべきとの点で一致、と言明。

▶移転農地の割賦償還悪化——土地銀行。移転対象農民の90%が滞納。原因は低生産性・狭小農地。

28日 ▶破壊活動は増加している——ベル大統領保安部隊(PSC)司令官。石油危機を利用して宣伝・武装活動を行っている。後者は特にカガヤン谷、ピコール、サマール、ダバオで、前者は労働者・都市貧民の間で活発化している。

29日 ▶IMF対比7億ドル借款供与——①拡大信用供与スタンバイ4.1億SDR, ②補償融資9600万SDR, ③金売却益による対途上国特別基金9600万SDR。計6億7630万ドル。

## 3月

3日 ▶地方選当選人の任期開始——6カ年。野党知事は4人、KBL 当選人の大部分は再選。KBL 新人の著名人は、Estelito Mendoza パンパンガ州知事・首席検事、Carlos O. Fortich ブキドノン知事・IBP 議員、Rolando Geotina 北スリガオ知事・元関税局長。F. Marcos, Jr. 北イロコス副知事。野党新知事は、Jose Laurel V バタンガス知事 (NP)、Natalia Dumulao ヌエバ・ビスカヤ知事 (NUL)、Federico Mengote 東サマル知事 (無所属)、Homobono Adaza 東ミサミス知事 (ミンダナオ同盟)。

4日 ▶11大プロジェクトに日本の投融資要請——工業相、第7回日比経済協力委員会。比側はバナナ季節関税、植物検疫制度、ベニア・合板クォータ等の対日輸出障壁を指摘、改善を要請。

5日 ▶産業界、関税引下げの影響緩和策提案——フィリピン商工会議所 (PCCI)。最終財の関税引下げ前に十分な時間的余裕を与えること等。

▶外資40%制限緩和を検討——大統領、外国商業会議所代表との会談で表明。地元事業家は大型開発プロジェクトの資金とテクノロジーを調達できない、外国人のみが供与できる。

席上会議所側からは、有給休暇の制限、公益サービスの改善、政府機関の書類処理促進、週労働日を増やさず1日の労働時間を8時間から10時間に増やす、等の要望が出された。

▶労組、労働省の人事全面改造要求——TUCP, TUPAS, F.F.W.。労使争議の解決が一部役人の非能率のため大幅に遅れ、混乱状況にあるとして。

7日 ▶SMC 株譲渡——Jose Ma. Soriano 持株2%をAndres, Jr. に売却。ホセ、比財界から引退。他の SMC 関連会社株は引き続き所有。

▶重機械産業開発計画ガイドライン発出——指令書950号施行、工業省。国産化率規定、80年15%、81年20%、82年25%、83年30%、84年40%、85年50%。

8日 ▶Matinloc II 号井で出油——3番目の出油鉱区。

9日 ▶ミンダナオ問題は国内問題——大統領、イスラム諸国会議事務局長との会談で。もし前提条件がなく公にされずかつ合意実施が保証されれば、いかなる代表とも会う。MNLF はフィリピン人であり、交戦国の地位を与えることはできない。

▶11大プロジェクトは計画通り推進——大統領。実施促進はインフレ、失業の効果的解決策。関連下流プロジェクト、下請を通じて労働集約産業にリンクする。世銀は延期を求めたことはない。長期融資で実施するので対

外借款限度を超えることはない。

10日 ▶全軍人の政府文官機関からの召還命令——国防相。大統領直任者を除く、推定約2000人。すでに役割を終えた、これは正常化計画に沿った国防相官房の調査の結果促進された。

11日 ▶黄華中国外相来比——(～14日) 12日大統領と会談、特に中東・アジアの安全保障状況で意見交換。ソ連が北アフリカ奪取を試みる場合、米国だけが、他の諸国の助けを得て、阻止できるとの点で合意。

12日 ▶比英借款協定調印——小型水力発電プラント37台 (31,460 kW) 購入に1400万ポンド。

13日 ▶改憲投票で賛成63.5%——判事定年の65歳から70歳への引上げ。

▶爆発事件主容疑者は MNLF——エスピノ圍軍参謀長。これまでにミンダナオで30人死亡、257人負傷。大統領は、報告は MNLF と NPA の提携を示唆、武器・弾薬は依然持込まれているが流入はかつての5%程に削減された、と述べた。

18日 ▶ミンダナオ問題は依然戒厳令解除の障害——大統領。比主権枠内で早急に解決されねばならない。同日イスラム諸国会議事務局長シャティと会談。

19日 ▶米軍事援助削減あれば、基地協定破棄・再交渉も——国防相、米下院軍事小委の500万ドル削減に論評して (原案1億0500万ドル)。自由裁量はあるが軍事援助でも贈与でもなく基地使用のための支払で米政府に供与義務がある。

▶日本15行鋼精練プロジェクトに融資——8500万ドル。先に輸銀同額借款を供与。総費用2.5億ドル。年産13.8万トン。

20日 ▶米10万トン輸出承認——対インドネシア。

21日 ▶ミンダナオで爆発事件続発——国防相。マニラへの波及の可能性あり、住民に混雑箇所を避けるよう忠告する。これは部分的には正常化過程のせいである。28日現在1月以来28件発生。

▶IBP、拡大銀行設立関係法可決——大統領の緊急要請で第2読会可決。金融関係7法の修正。工業化促進のための長期資金供与等、大規模な銀行制度改革の実施のため。4月1日大統領署名、成立。

22日 ▶大統領、反乱解決に外国軍隊の援助求めない。

▶比、チリ大統領公式訪問を取消し——予定は24～28日。外務省は25日ピノチェト暗殺の危険のためと発表。4月3日チリ政府は対比断交せずと発表。

25日 ▶世銀、対比1.46億ドル借款供与——灌漑、水道、総合農業開発の3プロジェクト。年利8.25%。

26日 ▶海外事業入札の合併国際契約会社設立——建設23社と国家開発会社 (NDC)。

## 4 月

1日 ▶NP 党再建特別委員会設立——3月28日プヤット総裁発出の執行令第1号で。全国的な党再編の全権を有する。委員長に J.B. ラウレル選出。他の委員は F.Lopes 元副大統領, D. Alonto 元上院議員, D. Aytona 同。委員の1人とされたが欠席した J. Roy 元上院議員は、自分は71年以來党首であり、特別委設立に関知せず、プヤットも同委に関係ない、と電話で述べたと異議。

▶第12地方議会常任委員長に元 MNLF 任命——大統領, 元 MNLF コタバト州革命委員長 Amelil Malaquiok を、部下の野戦指揮官32人ととの会見時に。

▶移民局, 日本人4人逮捕——違法に旅行代理店経営。

▶国際砂糖協定, 対比輸出クォータ——80~82年自由市場輸出クォータ, 1,412,611トン。

2日 ▶軍人事——大將1, 准將17, 大佐7の定年延長, および2佐官の昇進。大部分フィリピン軍士官学校(PMA)53年卒組。PMA 司令官 F. U. Abat 少将は51年卒。

▶全政府機関にサービス・政治全国ブリゲード設立命令——自治省。サービス部門11種, 政治部門6種, 首都外の地方・州・市・町レベルでバラングタイ・タイプ組織の制度化を実施。バラングイ・ブリゲード開発計画の主要部分。

3日 ▶シン大司教, 79年マニラ・シノッド決議批准——5月25日正式発効。戒厳令解除要求決議は含まれず。

8日 ▶エアコン車付加税徴収開始——500~1000ペソ。

▶労働省改編で135人に辞表要求。

9日 ▶軍, 「放火運動」容疑者20人を起訴——主謀者 Eduardo B. Olaguer, Steve Psinakis (E. ロペス2世の義理の弟, 米国人)を除き全員拘留中。13日軍裁に8人を起訴。

▶3月ココナツ輸出激減——前年同月比量で48%, 金額で44%それぞれ減少。

12日 ▶反乱罪被告神父の仮釈放指示——大統領, Edicio de la Torre 神父。ローマ旅行も許可。18日釈放される。

15日 ▶第12自治地方に「地方防衛軍」設立命令——大統領。今後治安維持は地方政府の責任とする。

▶ゲッティ・フィリピン社を買収——Basic Petroleum and Minerals Inc. が51%, Landoil Resources Corp. が19%, 従業員設立新会社 Kamayan International が30%。経営は新会社 Asean Energy Systems, Inc. で引継ぐ。買収価格は50万ドル。

16日 ▶マレーシアに領土問題で正式抗議——外務省,

3月に。79年マ政府公式地図に2地域マ領として記載。①パラワン南西沖のカラヤン諸島, ②サバ南東大陸棚の比領土。

17日 ▶大統領後継者問題——大統領。自分に万一のことがあれば大統領令(78.6.11)が即時発効し, 副首相(現在空席)が首相代理となり, IBP 議長が大統領代理となって後継首相決定の与党幹部会を招集する。党決定は次いで IBP により実施される。

19日 ▶大統領, ホノルルに出発——(~28日)第94回米国新聞発行人協会(ANPA)の開発演説で招待を受けて。20日カーター大統領の個人的代理ラスク元国務長官, ホルブルック国務次官, マーフィ駐比大使と会談, 東南アの安全保障, 比米基地協定について協議, ラスク氏は対比援助で楽観論表明, 援助に関し最善の努力を約したカーター大統領の書簡2通をマルコスに手交。

22日 ANPA 会議で演説, 戒厳令擁護, 外交政策を説明。23日, 他のASEAN指導者は在比米軍基地に反対していない, この地域で米国の積極的存在が必要と考えている。マンガラプス, チャリト・プラナス等の在米反政府グループは大統領の教会ミサ往復時, 反戒厳令デモ, ANPA 会議場外でもデモ実施。

23日 ▶ソ連軍用機の領空侵犯に抗議——2月26, 27日の2回北西領空。5月8日ソ連, 否定覚書送付。

▶大統領, マングラプスを非難——ホノルルでの米出版・編集者との会談。(いわゆる政治拘留者について)彼らは破防法違反者で, 900人釈放されたが, まだ300人が拘留中。84年に国民議会選挙が実施され, 私自身立候補する。もし我が党が十分な過半数で勝てば党は首相を選出できる。また24日同地で約7000の在留比人を前に, 米国に帰化した比人に2重国籍付与を考慮, 議会に憲法改正を働きかける, と演説。

24日 ▶カリंगाでダム反対運動指導者殺害さる——Tinglayan 町 Bugnay のバリオ・キャプテン Macling。住民ら軍人による犯行と主張。

▶在外比人投資に契約優先——大統領, ホノルルで。大型政府プロジェクトで。

28日 ▶輸出業界, これ以上の賃上げに反対——フィリピン輸出開発協会(PEDA)。

29日 ▶米に政府転復陰謀容疑者の引渡し要請——「放火運動」事件の比人3, 米国人1(E. ロペス一世の義理の息子 Steve Psinakis)。

▶3カ年貿易均衡7点計画発表——商務相。目標は伝統的輸出品から新製品開発への多様化および地場原材料の新利用法の導入。

▶比・ニュージーランド租税協定調印。

## 5月

1日 ▶労働祭式典——大統領出席の下に比国際会議センターで開催。席上大統領は労働省の改称・改編、不当労働行為を刑法犯とする等の大統領令・議会法に署名。

他方「5月1日運動」(議長 F. Olalia, Sr. NAFLU 委員長)はケソンで独自の式典を開催(約3万人)、最低賃金引上げ(13ペソから33ペソに)、スト権回復等の6点要求を採択。

6日 ▶イラン人学生500、マニラでデモ——セブ市でのイラン人学生殺害に抗議。

▶米原子力委、対比原子炉輸出承認——エネルギー相は8日安全性問題解決まで原発建設停止と発表。

7日 ▶9品目物価凍結令無期限延長——9日閣議、賃金問題3者会議延期を発表(原案15~16日)。6月5日学用品を物統令の対象に含める。

▶労相、3労組の帳簿監査を命令——組合浄化のため。FFF, NATOW 等。

▶法相、犯罪増加を予測——犯罪の様相も凶悪化している。上期の70%は組織犯罪。

8日 ▶アキノに心臓手術で訪米許可——大統領7日承認。最高裁は7日付のアキノ申請の条件(長くて4週間以内に帰国等)の順守を条件に訪米を承認。アキノはマニラ空港で、在米中比国内の政治状況についてコメントしたり、党派的政治活動をしないと保証、9・12日入院地のガラスで米国亡命しない、回復次第帰国する、と発言。14日手術成功。

▶ハシエンダ・ルイスタ管理権移転訴訟——農地改革省、中銀等政府3機関がコファンコー族・Tarlac Development Corp. に対して。1.4万ヘクタール。

11日 ▶首都の停電頻発を非難——機械・金属加工業界21団体発表。停電は巨額損失の主因だ。

12日 ▶軍、マカパガル等の軍事裁判を勧告——悪意のデマを広め治安妨害を煽動したかどで。R. Mercado, M. Concordia 両元下院議員を含む計10人で、マカパガル以外は逮捕済。

▶公務員に100ペソ物価手当支給——大統領発表。961,298の全職員に、2月1日に遡及して50ペソ、8月1日から50ペソ支給。

(ハワイ訪問報告) カーター米大統領は、ラスク元国防務長官経由の書簡で、基地貸与料1億ドルの支払、米国の対ソ対抗の決意を保証した。

▶4社2500人スト入り——不当労働行為、生活手当・夜勤手当未払に抗議。

14日 ▶ココナツ農民救済4措置——比ココナツ庁。輸出価格大幅下落のため。17日輸出税停止。

▶地方改善世銀借款6200万ドル取得。

15日 ▶ブレム・タイ首相来比——(～16日)大統領との会談で、ASEAN 首脳会談開催時期について他の首脳と協議することで合意。

▶首都244地域を市街地優先開発地域宣言——大統領令1967号。

17日 ▶1万人農民集会——農民週間行事。米価引上げ等のマニフェスト採択。Agrarian Reform Beneficiaries Association 加盟の5農民組合連合。

18日 ▶MNLF の都市攻撃計画を先制打破——エスパルドン南部軍司令官。ミスワクの命令でイスラム諸国会議(5月14～21日)前の9日に実行予定であった。南部軍は反徒根拠地北サンボアンガ州 Siocon, Sacol 島, Tabon, バシラン付近を先制攻撃、計画を挫折させた。

20日 ▶IBP, 改憲9提案——法令改正・憲法修正小委員会。投票権を15歳以上の読み書きできる国民に制限、外国籍帰化比人と直系卑属に比国民にのみ制限されている権利を認める等。

21日 ▶トリポリ協定無視を非難——イスラム諸国会議イスラマバード会議決議。全加盟国に対しフィリピン政府に適切な経済・社会・政治圧力をかけトリポリ協定を完全に実施させるよう主張。

22日 ▶粗米買上げ価格引上げ命令——大統領。kg 当り1.3から1.4ペソに。他方年末から精米歩留り62%未満の精米所は許可されない。

23日 ▶授業料一律値上げ拒否——大統領。ガイドラインによる。前年度値上げ校は10%のみ。

25日 ▶ラーマン・バングラデシュ大統領公式訪問——(～27日)27日大統領と共同コミュニケ発表、大使館の相互設置、新国際経済秩序設立の必要等で合意。

28日 ▶軍人の職権乱用調査を指示——国防相・IBP 国防委員長、同小委に。アンティック州でのCHDF(郷土民間防衛隊)の2民間人殺害事件等で。

30日 ▶マレーシアの領土占拠に抗議——パラワン州カラヤアン町の Commodore Reef に海軍衛兵所を建設として。マ外務省、31日否定声明。

▶更に12輸出加工区建設を計画——大統領指示。候補地は、イロイロ、バコロド、タクロバン、ダバオ、ラ・ウニオン、クラーク・フィールド、インファンタ、ケソン、カビテ、バタンガス、ピコール。

▶新労働センター創立大会——TUCP(比労働組合会議)から脱退した数労組連合が比労働組合センター(PTUC)を設立。会長 Ruben de Ocampo IBP 議員。

31日 ▶バランガイ・ブリゲード訓練終了——アギナルド基地で。首都のバランガイ・リーダー約1.7万人がリーダーシップおよび騒乱規制の訓練を終了。

## 6 月

2日 ▶カガヤン谷天然ガス試掘井でガス噴出——イサベラ州サンアントニオ。

▶アキノの病気仮出獄許可を延長——大統領。完全な回復まで無期限に。弁護士タニャーダ発表。

3日 ▶婦順 MNLF 2人を地方議員に任命——大統領。98人の正式婦順式典で、第9地方で Amilpasha Bandyang, 第12地方は Nur Mabang。

4日 ▶主要7野党、連合結成方針で合意——戒厳令解除を共通目標に特別委が作業協定起草中。12日独立記念日にナガ、セブ市で反政府集会を行うとの決定後合意。

▶ソ連科学調査船のマニラ寄港承認。

6日 ▶アキノ、人身保護令申立を撤回せず——弁護士に書簡で通知。5月26日弁護団に申立撤回を求めたが、弁護団は28日撤回しないよう勧告していた。

▶大統領、政府・軍の幹部交替を行う。

7日 ▶MNLF 幹部婦順——3日サバから脱出した Hadji Rasul Abdullah。MNLF 中央情報部副部長・モロ国民軍事務局長補佐・タウイタウイ革命委政治担当副委員長。MNLF はサバに3つの基地(主要基地は Jamperas, 小基地は Sumpurna と Kota Kinabalu 付近)を持ち、ミスワリは今年3月マレーシア国軍高官にエスコートされて Jamperas を訪問した、自分はリビヤでコマンド戦術と破壊工作の訓練を受けた、と証言。

▶80年教育法案に反対——一部 IBP 議員・労働界指導者。

10日 ▶軍、学生指導者6人逮捕——大統領署名の逮捕命令27人(学生24人)の一部で、プロテスタント教会内で学生・スラム住民ら250人の戒厳令・米帝国主義抗議集会中に逮捕された。彼らは12日反政府デモを計画していたという。

11日「フィリピン学生連盟」(LFS)は抗議集会で、学内軍事化、授業料値上げ、暴徒取締民間隊(Civilian Brigade)の訓練に抗議、逮捕は新学期に拡大の可能性ある学生デモを事前に阻止するため、と声明。

11日 ▶憲法の戒厳令条項廃止提案——S.H. ラウレル、ピサヤ連合のカノイ議員らがこのほど提案。30日を限度として以後議会の承認を要する國家非常事態宣言に代える。

▶南部比復興計画に着手——南部比復興開発大統領委員会委員長に大統領夫人任命。

▶市評議会、戒厳令解除要求決議を採択——全会一致でカガヤン・デ・オロ市。市長はミンダナオ同盟のアキノ・ピメンテル2世。

▶IBP 開会——大統領は、開会演説で大統領令発出権

に対する批判に、危機状況は政府の果敢な行動によってのみなだめられる、まだ放棄の時期でない、と反論。

12日 ▶学生、独立記念日反政府デモ——マニラの下町で。

13日 ▶パラワン沖鉱区で出油——Pandan-I 号。

▶先進国の繊維品輸入規制を批判——商務相、ASEAN 繊維産業連合会議で。だが同連合は多国間繊維協定の存続支持を表明。

16日 ▶3850人の帰化承認——大部分中国人で、75年以来的累計は24,130人。

17日 ▶エネルギー開発計画を5カ年に短縮——大統領。10カ年から、支出も4倍に。

▶79年末政府転覆陰謀事件——軍法務部、マンガラプス(在米)、カラウ、ロンドンら元上院議員、現・退役軍人(退役19人)を含む34人に予審召喚状を送付(8人は未逮捕)。計画は79年12月31日実行、成功時にはマンガラプスが帰国して革命政府首班となる予定であったという。34人は「Democratic Force of the Philippines」のメンバーという。

19日 ▶2新輸出加工区、輸出開始——バギオ(Texas Instruments)、セブ(TMIX Phils., Fairchild)。

▶KBL 州・市委員会再編を決定——幹部会。特に1月選挙敗北支部で、期限は7月4日、バランガイ政治委の編成・強化も実施。

20日 ▶日比3協定・条約に署名——マニラで日比租税協定、第8次元借款(360億円、30年、3%)の交換公文に署名。東京で日比友好通商航海条約批准書交換。

24日 ▶西サモア首相来比——Tupuola Efi 首相。

▶世銀、4港開発に6700万ドル借款供与。

25日 ▶比側にサバ請求権は存在しない——ASEAN 外相会議(クアラランブル)出席のトレンティーノ外交担当國務相。請求権は比国憲法にはないし、フィリピンの地図にサバはない。

▶日本3社、銅精錬プロジェクトに出資——このほど合意、32%の3200万ドル。年10.5万トン比国外販売権も取得。

28日 ▶IBP によるサバ請求権放棄を要請——スルー・サルタン Mohammad Mahakuttah Kiram。財産請求権がキラム相続人たちに委ねられるならば比政府による主権請求の正式撤回に反対しない。

29日 ▶84年以前に全国選挙実施せず——大統領。危機の時に選挙は考えられない。問題はエネルギー危機・インフレ・失業に対処すること、唯一の答は生産性向上。

30日 ▶石油備蓄相当減少、石炭増産を——大統領。1カ月前の105日分から。セメント工場の石炭転換期限を3カ年から81年末までの1カ年に短縮する。

## 7月

1日 ▶ソ連の領空侵犯に抗議——4~6月に5回。

3日 ▶デモ計画リーダーら逮捕——学生、野党指導者ら、セブ市で反戒厳令“自由の行進”直前に V. Legaspi, B. Cabangbang 両 IBP 議員, R. Cuenco 元下院議員等16人。4日全員釈放、が5日30人起訴される。

4日比米友好記念日には数千人が米大使館前でデモ、米国の経済支配に抗議。フィリピン大でもデモ。

6日 ▶ILO, 人権侵害国から比国削除——労相報告。

8日 ▶バタアン州の NPA——州 PC 司令官。活動メンバー 563人、同調者1万。治安にまだ脅威でない。

10日 ▶アキノは健康完全回復まで米国滞在できる——大統領。(アキノが MNLF 指導者との会談のためダマスカス滞在中との報道について) 事前報告ないが、望むところはどこでも行けると伝えてある。我々は、彼がみてまわり勧告を提出できることで合意している。

▶122 労組、石油値上げ反対声明。

11日 ▶野党グループ団結に努力——アキノ、ダラスで。新たな自由を比国の分裂した野党グループ結束のために使う。9月にマルコスに統一野党要求声明書を出せると思う。自分と支持者には戒厳令解除と自由・公正な選挙の2つの要求がある。政権に対する憤りの増大に伴う経済状態の悪化が「血の対決」に終ることもありうる。私は状況の平和的解決のためあらゆる道をさぐる。

12日 ▶オタイバ UAE 石油相来比。

15日 ▶石油製品課税の凍結主張——A. M. トレンティー IBP 議員、法案提出。議会・業界に支持多数。大統領、エネルギー計画実現不能になると強く反発、が24日閣議後重大危機なければ追加課税せずと発表。

17日 ▶道路省の汚職シンジケート——辞意を表明しているパテルノ道路相は、大統領の、汚職まみれの同省クリーンアップ指示で汚職減らしに成功したが、同時に政府インフラ計画の実施がスローダウンした (B. T. 紙コラム)。

▶大統領、対中東政策の強化命令。

18日 ▶学生3万授業ボイコット——イースト大。予定される授業料値上げと貧弱な施設に抗議して。

▶ベルギー、対比借款・技術協力協定調印——首都軽軌鉄道建設に4000万ドル。大統領夫人調印。

22日 ▶地方住民の首都移住禁止の方針——メトロ・マニラ副知事マサイ。定職・定住居ない者。年間推定流入人口30万、800万人口中標準以下住居居住者200万。

▶労働省再編開始——15事務所廃止、60歳以上の全労働省在外アタッシェの退職。

23日 ▶UP, 80年教育法案に反対表明——教職員、当

局、学生の3者、学問の自治を教育省の管理下に置くことになるとして。E. V. Soriano 学長は大学評議会で反対表明、同席の教育相反論。学生は3日以来その他問題を含め抗議の授業ボイコートを断続的に実施、評議会にもピケ。

24日 ▶UP 学生、教育省デモ——約1500人、学生数人負傷。他大学学生は警察当局に阻止され合流できず。授業料値上げ、経済に対する米国の干渉と支配に抗議。24日深夜から翌早朝、学生ら大学本部構内で、24日デモの取締当局の残忍な行為と不適格を非難して、騒音デモ実施。

大統領は25日学生デモは69~70年のそれを思い出させる、日和見主義者にキャンパスの混乱、反政府破壊活動を作り出そうと学生の合法的不満を利用するなど警告。

▶Libro I 出油——パラワン地域で9番目。

26日 ▶2台風で死者28人——北部ルソンで、物的被害1億ペソ。

28日 ▶定年延長将官問題で再び不満表面化——現在将官73人中定年延長されている者45人。

▶11大プロジェクトに資金問題ない——工業相。60億ドル中、サプライヤー・クレジットと株式で50億ドル、政府資金は10億ドル。84年から4~5プロジェクトは年間2~4億ドルの純外貨節約をもたらす。世界的不況でも実施ペースを落さない、むしろ促進する。

29日 ▶民間人の自衛武装承認案を拒否——PC 長官。

▶UP 学生6000の IBP デモ阻止——軍警当局。他方学生約1万が数大学構内、ボニファシオ広場でもデモ・集会、4人負傷。広場には約2500人、ケソン大学では約2000人が参加。72年以来最大級という。

▶アキノの反マルコス穏健派連合結成の動き確認——バルベロ国防次官。ニューヨーク・タイムズのインタビュー記事入手後アキノとの国際電話で確認。

▶中銀、外貨スワップ・ローン一時停止。

30日 ▶LFS は反政府運動のフロント組織——オリバス首都 PC 司令官。左右両グループ共同の政府転覆闘争のため結成された。会員の5%が浸透分子である。

31日国防・教育両省の破壊分子合同対策協議会で国防当局は次のように現状報告。破壊分子は134のフロント組織をほぼ同数の全国の学校に設立することに成功。首都52大中17大でアクティビズムが広がっている。扇動・宣伝活動は National Democratic Activists (CPP のフロント組織)が行なっている。

▶飼料作物等支持価格引上げ——kg 当たりとうもろこし1から1.1、ソルガム0.9から1.0、大豆2.8から3.35各ペソに。これより先小売米価は kg 当たり2.45から2.60ペソに引上げられた。

## 8月

2日 ▶海軍司令官退役——Ernesto Ogbinar。いわゆる退役延長組の1人。後任(代理) S. M. Alejandro も同延長組。

▶学生代表、首都副知事と会談——8大学指導者40人、8点請願提出。学生評議会復活、授業料の引下げ、施設改善、教員給与引上げ、新教育法案廃棄、キャンパス軍事化と教育の商業化廃止、完全な言論の自由。

3日 ▶石油製品値上げ——平均14.1%、ガソリンはプレミアム4.95ペソ/l、レギュラー4.75、ディーゼル油2.81、灯油2.84、バンカー油1.79、LPG 5.01/kg。今回値上げでは税金部分は据置き。

▶太平洋経済ブロックに反対——シカット NEDA 長官、ハワイのイースト・ウェスト・センターでの講演で。共通問題には ASEAN 等のグループまたは多国間アプローチで対処すべし。

▶4外国商業会議所、新会社法案に強い反対——米、豪、欧、日、合同意見書提出。非公開会社の課税、法人税、接待・促販費控除制限等に特に反対。

4日 ▶アキノ、都市ゲリラ活動を予測——ニューヨーク・アジア協会で出国後初の公開演説。在比・米の反戒厳令指導者たちと接触したが全員次の点で合意した。もしマルコス大統領が戒厳令をすぐに解除せねば、唯一の選択は武力と暴力で彼を廃することである。事態の発展は急速にフィリピンを東南アジアの次の引火点に変えるであろう。建物の爆破、腐敗した大統領の親友、閣僚、軍人の暗殺、腐敗した外国人子弟の誘拐が起こるであろう。これらの活動はすべてマルコス政権を屈服させることを意図している。米国に政治亡命を求めない。

またインタビューで、①ハーバード大学は3日前、9月1日から1ヵ年の正式なフェローシップを受け入れた。②戒厳令解除は早い方が良いが、即時辞任ではなく移行期間を示唆しているのだ、と述べた。

▶ガソリン値上げ抗議スト——ジープニイ運転手が計画、しかし参加者少なく数時間で終了。

▶糖業最低賃金引上げ指示——労相。製造工場労働者の最低賃金13ペソ(3.16週及)、生活手当2ペソ(2.21同)。

▶世銀2借款調印——大統領夫人。①3800万ドル、河川・浸食管理用、②4500万ドル、畜産・漁業プロジェクト用。

7日 ▶首都 PC、学生4人逮捕——破壊活動容疑。Philippine Collegian 編集長 Roberto Colona 他。他に LFS 議長 Roel Landingin らフィリピン大生6人にも逮捕状令。9~10日にも8人を逮捕。

8日 ▶アキノ演説は馬鹿げている——大統領。これは病んだ心の産物だ。また9日次のように発言した。首席検事にアキノ演説の法的問題を明確にするよう命じなければならないであろう。アキノは最高裁との約束を破った。これは彼のパスポート取消しの危険を伴うし、最高裁がアキノ事件審議再開を命令することもありうる。

▶退役延長将官はもはや延長しない——大統領。一部の安全保障に直接関係する高度にセンシティブな地位の者を除く。現在将官72人のうち延長されている者44人、うち無期限延長の者は5人(Espino 参謀長、Ramos PC 長官、Ver 大統領警備司令官、Lao 准将)。

15日 ▶賃金3者会議開催——賃上げを拒否する使用者側と最低実効賃金の現行26.38ペソから32.38ペソへの引上げを主張する労働側は譲り合わず、行詰る。18日大統領は PD 1713号を出し、日額で最低賃金を1ペソ、月額緊急生活手当を首都非農業労働者60ペソ(新実効賃金29.85)、プランテーション農業労働者45ペソ、非プランテーション同30ペソ引上げた。

17日 ▶カリンガ州、部族抗争で緊張高まる——国防相は同州への外国人観光客の立入りを禁止。

21日 ▶物統9品目の価格値上げ——米2.60ペソ/kg、精白糖3.25、料理油23.99/ガロン等。

22日 ▶首都9カ所で爆弾事件——2人負傷。

▶中銀、銀行改革7回状承認。

23日 ▶バス運賃引上げ——10%。

▶32の軍裁を増設——国防相発表。地方の係争事件処理促進のため。現在首都に12。

▶国側、アキノの人身保護令請求の却下要請——最高裁に。国外滞在を続け事件を放棄したとして。

24日 ▶肥料価格引上げ——76年9月以来初めて。尿素12%、燐酸二アンモニウム23%等。

25日 ▶マニラの2映画館で爆弾事件。

29日 ▶9月 MNLF とジャカルタ会談——大統領発表。イスラム諸国会議の後援で。

▶野党統一グループ結成会議——即時無条件の戒厳令解除、自由、公正な選挙実施などを含む宣言発表。出席者は G. ロハス LP 総裁、J. B. ラウレル、Jr. NP 特別委員会委員長、R. カノイ IBP 議員(ミンダナオ連合)、V. Legaspi IBP 議員(NUL)等。J. Diokno、ラバンの L. M. Tañada、F. Rodrigo は出席せず。

30日 ▶戒厳令解除の2条件——大統領。もしミンダナオの状況が改善し、経済危機が終われば81年3月以前に解除する。79年9月の発言は今でも変わらない。



## 9月

2日 ▶対 MNLF ジャカルタ会談延期——政府、イスラム会議事務局の要請受諾。準備時間不足のため。

▶南ラナオ MNLF 帰順——Jaimil Lucman, MNLF 軍事委員会委員長、1976年ラナオ MNLF 停戦委委員長、部下の野戦指揮官26人と大統領に帰順。4日大統領はルクマンを第12地方執行評議員に任命。

4日 ▶中銀、マニラ基準レート設定——略称 MRR。長期貸付用変動利子の基準レートで半月毎に設定される。今回は9月1~15日分で15.75%。

▶小麦粉値上げ——国家穀物庁 (NGA)。14%。

7日 ▶田中通産相来比——8日大統領と会談、貿易不均衡問題、東南ア経済開発における日本の役割等を討議。通産相は、日本は、軍事費増加しても、軍事大国にならない、と言明、またエネルギー開発計画に509億円の輸銀輸出信用の供与を申し入れた。

▶労組幹部3人の逮捕に抗議——5月1日運動労働センター議長 F. Olalia。

9日 ▶野党、戒厳令解除要求——元上院議員 Jovito Salonga, S. H. Laurel らの United Democratic Opposition。

▶戒厳令解除対策2法案提出——KBL 議員提出。①議員法案1227号：大統領に、戒厳令布告せず、治安、経済・社会的安定の脅威に効果的措置を取る緊急権限を限られた期間与える。②同1228号：改正刑法を修正し、特定犯罪被疑者の拘留期間を延長する。

10日 ▶国軍忠誠パレード——大統領の誕生日イブ恒例 (63歳)。席上、大統領は694人に特赦を与え、国軍参謀次長3人を准将に昇格。また首都爆弾事件主犯 Victor B. Lovely (米国帰化の比人) を6日逮捕したと発表。

12日 ▶IBP 休会——81年予算案、増税4法可決。

▶首都7カ所で爆弾事件——1人死亡、32人負傷。ルスタン・スーパーマーケット、ハリソン・プラサ等。

13日 ▶治安緊急計画第1号発動命令——大統領。実施強化のため一般命令66号にも署名。同命令により、建物・道路上の検問所設置、捜査網の強化、被逮捕者の大統領の釈放命令あるまでの拘留が実施される。

18日 ▶在米テロ集団に関し米国の協力要請——国防相。外相に対米要請を依頼した。また20日大統領は、米国と犯罪人引渡し協定を交渉中と言明。

19日 ▶S. K. ベンダトゥン帰国——元上院議員、モロ民族解放組織 (BMLQ) 中央政治委員会委員長。米国、サウジアラビア滞在から7年振りに帰国。

▶スタンドバイ・クレジット2億ドル延長——このほど外銀団が、対中銀5.25億ドルのうち83年失効分の87年

までの延長に合意。

20日 ▶コタバト市連続爆発事件——10件。死亡1、負傷13人。他に9月中北コタバト、南サンボアンガ州で3件発生、13人死亡、109人負傷。

21日 ▶違法集会で議員ら8人逮捕——セブ市での反戒厳令の「自由の行進」で、V. レガスビ IBP 議員 (ピサヤ連合)、A. Cuenco 元下院議員ら150人参加。23日軍当局は参加者12人を第一審裁に起訴。

▶イリガン市で10人逮捕——市内で反政府スローガンを書きつけたため破壊活動容疑で逮捕。また同日市内で戒厳令非難、政府打倒のプラカードを持ったグループが市内を行進した。

22日 ▶大統領、野党に与党との話し合い呼掛け——馬鹿げたことを止めよう。アナーキーは国民を救えない。正気が回復されねば、我々はカンボジアのようになってしまおう。野党リーダーは参加すべきだ。彼らが望めば政府参加を認める用意がある。彼らが我国の意思決定過程と内政に外国勢力を招き込むのを止めさせるために、私はこの代価を払う。爆弾とテロの脅威より外国の干渉を招き込む試みを懸念する。これは権力への最も危険な試みである。

▶主要労働6団体、賃上げ再考を要請——大統領に。8月の計3ペソ引上げは不十分として。他方 LOI 1069号 (10.4) は家内工業に対し今回賃上げを免除。

24日 ▶NPA 伏撃——軍パトロール部隊7人死亡、1人負傷。カリंगा・アバヤオ州バシル。その他9月中にアブラ、ダバオ、東サマル、南サンボアンガで5件の戦闘報道。

25日 ▶バタアン原発工事再開——しかし27日米国で対比原子炉輸出停止の訴訟が出された。

26日 ▶学生19人、違法集会で逮捕・起訴——フィリピン大学生約50人参加の反政府デモ。数日前にも類似行為で学生10人が逮捕された。

28日 ▶野党、対話呼掛けを拒否——L. M. Tañada (ラバン党首)、J. R. Laurel, Jr. (NP 特別委員長)、G. Roxas (LP 総裁) が共同新聞声明を発表。大統領の呼掛け声明 (は外国勢力の招き込み、テロ活動に言及している) で、我々が言及されているとは考えられない、として。

29日 ▶再び野党に対政府和平会談呼掛け——大統領。これは内外の、ミスワリ、NPA の新指導者、アキノを含む在米亡命者を含む批判勢力に対するものである。彼らに入、再出国のあらゆる便宜を提供する。これはまたテロに従事している者たちに向けられたもので、自分は先に合法野党のメンバーに彼らの参加を得るよう求めたが現在まで何ら正式の返答はない。

## 10 月

1日 ▶セブ市逮捕指導者に支持・結束を表明——J. B. ラウレル, G. ロハス。9月21日逮捕されたレガスピらに。これは不当逮捕であり、人民の自由への希求を抑圧する試みである。

3日 ▶野党に外交政策策定に参加呼掛け——大統領。野党は設立予定の外交政策審議会に参加すべきだ。野党は、もし自分の招待に応ずるならば、政府を弱体化させることはしないであろう。KBL だけから全国的指導者が出てくるとは考えていない。もし野党が協力すれば、彼らを将来の指導者育成に参加させよう。私がしたいことは次の4年間に私を継ぐ者たちを訓練することである。

▶米國務省、比の要請で調査中——爆弾事件に関連して在米の反政府フィリピン人の活動のモニターを要請、もし米国法を犯していれば違反者は処罰されよう。

4日 ▶首都3ホテルで爆弾事件——9人負傷。アンヘレス市、タガイタイ市でも各1ホテルで爆発、米軍人2人負傷。都市テロ・グループ、「4月6日解放運動」が犯行声明を発表。

5日 ▶ASEAN 製品への日本市場開放要求——大統領。また中小企業を移転し、ASEAN 中小工業の成長を奨励するよう主張。特にパイナップル、バナナ等に対する高関税・輸入制限の廃止を要求。

6日 ▶軍、GO 66号で147人逮捕——ラモス PC 長官。

9日 ▶テロ対策大統領令発出——PD 1727, 1728号, 1731号, 1732号 (前号施行規則, 以上参考資料参照)。G. O. 67号 (G. O. 66号による捜索を拒否した者の逮捕, 72時間内の拘留を認める)。

10日 ▶MNLF 指揮官55人, 大統領に帰順——大統領府で式典。席上 MNLF 戦に功績あった陸軍, 海兵の2大佐が准将に昇進。

11日 ▶マカティで爆弾事件4件——SMC ビル, フィリピン・アイランド銀行ビル等。

▶アキノの対話参加条件を拒否——大統領。彼は戒厳令の解除, 次いで選挙, 憲法の無視等を要求している。我々が話し合いたいのはなにかんずく爆弾事件を止めさせるのに彼らが何をするかである。彼らは条件を付ける立場にない。

12日 ▶駐ヨルダン大使館開設。

13日 ▶中国, 小型水力発電機借金を供与——3000万ドル, 7.5%, 14年。500台 (計10万 kW) 分。

14日 ▶メキシコ, 対比石油供給約束——ポルティエリョ大統領, マルコス大統領夫人との会談で。81年初から当初日量1万バレル。またフィリピンにおける石化プラ

ント建設を承認。

17日 ▶新・旧教会内に強力な左翼ブロック——国防相。約200人が教会内でアクティビスト, うち20人はすでに NPA に加入した。左翼ブロックは教会内に数百の同調者をもっているとしている。CPP-NPA セブ州委員会押収文書によれば共産党は宗教組織 National Directorate for Social Action を使っている。反政府グループは穏健と急進に分割されるが, 統一戦線は形成されていない。

19日 ▶爆弾事件容疑者の国側証人転向を承認——大統領, V. ラブリィに対して。

▶大統領出席会議場で爆弾事件——フィリピン国際会議場でのアメリカ旅行者協会 (ASTA) 第50回会議初日に大統領演説後。18人負傷。20日 ASTA は以後の正式行事をすべて取消すことを決定。

20日 ▶ASTA 爆発事件で30人の逮捕命令——大統領。元上院議員4人 (サロンガ, アキノ, S. オスメニヤ II 世, K. マングラプス), E. ロベス, S. プシナキス, C. プラナス, R. インテンガン神父, J. フリバルデ元ソロンゴン知事, レナト・タニヤダ, S. オスメニヤ III 世等の著名人を含む。大部分は4月6日解放運動のメンバーとされるが, インテンガン, サロンガ, タニヤダの外は滞米中。

22日 ▶最高裁にアキノ事件の軍裁差戻し請求——大統領発表。首席検事がアキノの出国条件違反を理由に。25日大統領はアキノ事件の審理再開命令 (77年軍裁の死刑判決後出された) を撤回せねばならないであろう, と言明。これは死刑判決の回復を意味する。

23日 ▶FBI, 爆弾事件でアキノを尋問——ハーバード大の研究室で, 事件で何を知っているか質問。

27日 ▶IBP 第3通常会期再開——大統領は開会演説で次のように言明。もし野党が政府との全面対決を決めたのなら, 我々も野党と全面対決すると答えよう。我々はすでにテロを処理できる立場にある。もともとの MNLF 7指導者のうち5人は政府に加わり, 1人は死亡し, 残るはミスワリだけ。ミンダナオの良好な状況は政治正常化計画継続との我々の決意をこれまでになく強める。テロの波はあるが, 政治変化の長期展望は全く順調である。

29日 ▶正規国民議会の選挙日を決定——KBL 幹部会。1984年5月24日とする。

31日 ▶爆弾事件容疑者16人を逮捕——大統領発表。ASTA 事件実行容疑者 Doris Baffrey (観光省ニューヨーク事務所勤務) を含む。

▶10月 MNLF 戦闘5件——死亡は, 政府軍3, MNLF 6, 民間人20人。

## 11月

1日 ▶IBP, 2大統領緊急権限法案を廃案に——大統領の開会演説(特別措置は必要ない。その多くは National Security Code に収められている。同法典は国家の安全に関する様々のPDや措置を集大成したもので、いかなる緊急事態にも有効に対処する手段と権限を政府に与える)に応じて。

▶MNLF 5カ年計画——エスパルドン南部軍司令官、押収文書に基づき公表。これはベトナム、インドネシア、マレーシアに基地を設けること、NPAとの提携を含む。またMNLFはサンダカン、コタキナバルに訓練基地をもっている、これまで4万人が帰順、残存兵力は約1万人だ。

2日 ▶ドバイ、石油供給を保証——130万バレルをピリピナス・シェルに。

3日 ▶カラウら政府転覆事件の罪状認否——カラウ元上院議員、Ernesto Rondon 元憲法議会議員ら27被告。マンガラプス被告は在米。訴状によれば、被告らは77年1月「Democratic Forces of the Philippines」を結成、79年12月31日軍幹部・政府要人の暗殺等で政府転覆を図った(夜明け作戦)が未遂に終わった。

4日 ▶国防相、爆弾事件容疑者に賞金——4人に各5万ペソ。Renato Tañada(元上院議員の息子)、Rebecca Tañada(同孫)、Gerardo Esguerra、Ronaldo Montiel。また軍首席検察官は在米のマンガラプス元上院議員に対し逮捕令状を発行した。

▶MNLF、テヘランに大使館開設——(朝日)。

5日 ▶4月6日解放運動容疑者のインタビュー——Jovito C. Labajo。アキノは10月4日爆弾事件成功後テロ・グループに祝辞を送った。実行グループは3隊からなり8月22日から10月19日に31回任務を遂行した。9月12日のルスタン事件は自分たちではない。

▶台風被害拡大——台風「アリン」。ルソン11州を災害地域指定。水田被災27.3万ヘクタール。

6日 ▶爆弾事件に12人の上級指導グループ——国防相。米政府は同国法に違反してマニラに爆弾を密輸し、爆弾活動を行った米国本拠のテロリストに必要な措置を取るべきだ。その他発言。①反徒掃討のため陸軍1箇大隊がカガヤン谷に派遣された。②ミスワクのMNLFはテヘランに事務所を開設した。ミスワクに対する支持はカダフィからホメイニに移った。

7日 ▶米国に2米人の訴追を要請する——大統領。米国本拠のフィリピン人にアリゾナ砂漠で都市ゲリラ戦等の訓練をしたSteve Psinakis(Eugenio Lopez, Jr.の義理の兄弟)他1人。

8日 ▶IBP, 新政府形態の検討開始——設置が決った改憲特別委と大統領設置の調整委が行う。現在の有力案は大統領の直接選挙、議員の13地方別選挙等。

11日 ▶中国銀行と相互預金協定調印——中央銀行。2000万ドル、期間5年。

14日 ▶在米の比テロ責任者を訴追する——マーフィ米大使、首席検事に伝達。

▶比共産党内に権力闘争——軍情報筋。新党中央委員会編成後、書記長ポストめぐり抗争が発生した。

15日 ▶テロ・政府転覆陰謀の立案者——大統領府発表。立案者はRomeo Intengan神父、計画名は「The Political Line」、その活動は「Socialist Democrat」が調整することになっている。

▶政府・MNLF ジャカルタ会談11月は不可能——駐比インドネシア大使発表。

▶アキノ、テロ・誘拐の停止をアピール——この暴力形態は政治正常化促進の一切の努力を無効にするだけでなく、戒厳令政権とその批判者との有意義な対話を不可能でなくともより困難にする。

16日 ▶米当局、アキノと接触——米國務省スポークスマン。ホルブルック次官は数日前アキノ氏と電話で話した。アキノ氏が暴力に反対するとはっきり述べたことにわれわれは満足している。

17日 ▶米に大統領長男の身辺保護要請——大統領。

18日 ▶IBP, 改憲特別委員会設置——ロニョ委員長。

21日 ▶MNLF と和平交渉の用意——大統領。政府はいかなるリーダーともいつ、どこでも会う用意がある。

22日 ▶サバ請求権は實際上放棄——南部軍司令官。77年ASEAN首脳会議での大統領の正式放棄決定の発表後。ただサルタン後継者の財産請求は残っている。

25日 ▶サロンガを自宅拘禁に——大統領命令。

26日 ▶軍の役割は戒厳令前と同一——国防相。唯一の追加的役割・戒厳令の残存物は軍裁と人身保護令の停止だけ。正常化過程の一環として、第1歩兵師団の陸軍2大隊と野戦砲部隊がホロから撤収した。

27日 ▶インドネシア原油の比国精製契約——大統領発表。日量2.2万バレル、比側は灯油で支払う。

29日 ▶爆弾事件で59人を告発——軍法務部に、反乱・殺人・爆発物不法所持・大統領・閣僚等の暗殺陰謀のことで、アキノ、サロンガ、マンガラプス、S. オスメニャ2世ら元上院議員を含む。

▶232人釈放——大統領。国民和解・団結の政策に沿ってこの大部分の者を起訴猶予とする。

▶学生活動家を逮捕——Maria Lourdes Mangahas、フィリピン大学生評議会議長、LFS書記、民族独立前進のための委員会事務局長。

## 12月

2日 ▶改憲特別委、移行条項修正案承認——移行期大統領の選挙案および2年以上だが84年正規国民議会選挙時までとの移行期間の設定も合意。

3日 ▶IBP が望めば81年大統領選挙も——大統領。もしIBP がより早い選挙、ことによると81年初めの選挙を望むなら、自分はそれでOKだ。いつでも選挙に入る用意がある。だが、選挙実施権限を与えられても、自分の他誰も立候補しなければわれわれはこっけいにみえるだろうから、IBP は批判勢力と協議すべきだ。

4日 ▶野党、移行期大統領選挙に条件——「United Democratic Opposition」(Unido)。Unido リーダーたちと協議、彼らは次の条件で選挙で大統領に挑戦すると表明。①戒厳令解除。②選挙に野党の十分な代表。③メディアに与野党同一の時間とスペース。④国軍の不偏不介入。⑤少なくとも60日の選挙運動期間。

▶比英投資促進・保護協定調印。

▶移行期大統領の直接選挙決議採択——IBP 改憲特別委員会。ロニョ委員長(自治相)他起草。

5日 ▶武器等不法所持に特赦令——PD 1745号。

▶IBP を憲法議会として招集——大統領宣言2040号。期間12月8日～19日。

7日 ▶大統領選挙前に戒厳令解除の意向——大統領示唆。夏前に行われると期待される大統領選挙への野党の参加条件で野党との話し合いに応じる。憲法修正案は1月以前にIBP により可決されよう。

8日 ▶セブ市反政府デモの公訴取消して合意——国防省命令で軍法務部長と。6月12日、7月25日、9月25日のデモの被逮捕者レガスピ、カバンパンら59人。

9日 ▶「比民主主義軍」事件全被告の即時釈放命令——大統領。自宅拘禁に。カラウら26人。

12日 ▶戒厳令は解除する——大統領。①憲法議会としてのIBP の会期を無期限に延長する。②大統領後継問題は自分の健康に関するばかげた憶測にもかかわらず、無視されえない。現行規定は不十分、永続的メカニズム確立のため憲法修正が必要。③正規国民議会は現在と84年までの間に設立されねばならない。

▶タヤグ、コの釈放命令——大統領。破防法違反で実刑判決および軍裁審理中。L. M. タルクの保証下に。

13日 ▶81年大統領選挙に反対——A. M. Tolentino 議員。もし戒厳令が 대통령의示唆するように81年初めに解除されれば野党の主要争点は消え去る。

また11日元憲法議会議員77人(大部分 NP) は大統領と会見、移行期大統領選挙に反対を表明。

▶G. O. 68号施行を命令——大統領。ASSO 逮捕者も

含め刑事犯罪者の保釈を認める。軍裁付託事件を除く。

14日 ▶生活手当を基本最低賃金に統合——81年から。

15日 ▶改憲特別委、正規国民議会選挙日程で合意——

①選挙日は84年5月第2月曜日、以後6年毎とし、②任期6年は選挙後の6月30日昼から開始。

16日 ▶大統領宣言、憲法議会会期を無期限延長。

18日 ▶改憲特別委、移行期大統領選挙案を拒否——81年夏予定とされていたが、公聴会で反対多数のため。

▶戒厳令解除時に人身保護令を回復——大統領。ただし第9、12地方、実際の戦闘地域およびその他地域での治安事件は除外。その他戒厳令解除の効果。①大統領は基本的に立法権を失う。②大統領は公安事件を除きASSO 発行権を失う③破壊活動事件は一般裁判に移管される。公安事件ではNational Security Act, Public Order Code, 憲法修正第6号を根拠にASSO を発行できる。

20日国防相は人身保護令回復しても、共産党政治局員、反乱組織メンバーは対象外と表明。

19日 ▶戒厳令は81年1月に解除されよう——大統領。これは夏に大統領選があると否にかかわらず。また軍当局に、和解政策、正常化の継続政策に沿い、カラウ等事件の一般裁判移管を命令。

20日 ▶1200人に大赦——火器等単純不法所持犯。21日1457人にも大赦(CPP・NPA 員375人、MNLF 1082人)。国家に対する重罪で起訴された者は含まれない。

▶移行期中の大統領後継決議採択——改憲特別委。

22日 ▶戒厳令解除で軍拘置所・軍裁は閉鎖——大統領国軍創立45周年式典で。①拘留者は国立刑務所に移管。②紛争地域では戒厳令は存続する。③戒厳令解除は報道の自由、平和的集会の自由の向上を意味する。

24日 ▶9月6日解放運動、鈴木首相の訪比に警告。

27日 ▶戒厳令解除でも、重要産業のストは禁止——大統領。

28日 ▶完全な戒厳令解除要求——UNIDO のG. ロハス、J. B. ラウレル共同声明発表。マルコスの目的は戒厳令は解除するが立憲権威主義を保持することにあることは明らか。これは戒厳令の机上解除だ。

30日 ▶戒厳令解除後も2保護措置は存続——大統領。①憲法修正第6号、National Security Code, Public Order Code に含まれる権限により81年1月から84年5月の選挙の間正常化過程を確実にできる。②戒厳令解除しても憲法の総司令官条項にもとづき3権限のうち2つは存続する。これは人身保護令停止権限および混乱・反乱鎮圧のため国軍を招集する権限である。

1. 政府閣僚名簿
2. 主要経済措置リスト

## 1. 政府閣僚名簿

(1980年12月31日現在)

大統領兼首相 Ferdinand E. Marcos  
 外務大臣 Carlos P. Romulo  
 大蔵大臣 Cesar E. A. Virata  
 法務大臣 Ricardo C. Puno  
 農業大臣 Arturo R. Tanco, Jr.  
 公共事業大臣 Alfredo L. Junio  
 教育文化大臣 Onofre D. Corpuz  
 労働大臣 Blas F. Ople  
 国防大臣 Juan Ponce Enrile  
 保健大臣 Enrique Garcia  
 予算大臣 Jaime C. Laya  
 商務大臣 Luis R. Villafuerte  
 観光大臣 Jose D. Aspiras  
 社会福祉大臣 (代理) Sylvia Montes  
 経済企画大臣 (国家経済開発庁長官)  
 Gerardo P. Sicat  
 農地改革大臣 Conrado F. Estrella  
 情報大臣 (代理) Gregorio Cendaña  
 地方自治地域社会開発大臣  
 Jose A. Roño  
 工業大臣 Roberto V. Ongpin  
 道路大臣 (代理) Jesus S. Hipolito<sup>1)</sup>  
 天然資源大臣 Jose J. Leido, Jr.  
 青年・スポーツ大臣  
 Ferdinand E. Marcos  
 エネルギー大臣  
 Geronimo Z. Velasco  
 居住・環境大臣  
 Imelda R. Marcos  
 運輸・通信大臣  
 Jose P. Dans, Jr.  
 検察大臣 Estelito P. Mendoza  
 一般調達大臣 Constancio Castañeda

.....  
 準 閣 僚

国務大臣 (外交担当)

Emmanuel Pelaez

国務大臣 (社会福祉担当)

Carmencita O. Reyes

国務大臣 (地方自治担当)

Antonio Tupas

.....  
 閣僚待遇

国家科学開発庁長官

Melecio S. Magno

大統領首席補佐官 (官房担当)

Juan C. Tuvera

大統領副首席補佐官 (官房担当)

Joaquin P. Venus, Jr.

大統領補佐官 (財政問題担当)

大統領補佐官 (少数民族問題担当)

Manuel Elizarde, Jr.

.....  
 1) 11月11日新任された。

## 2. 主要経済措置リスト

## A. 大統領令 (PD)

No.	署名日付	内 容
1644	79. 10. 4	ココナツ庁 (PCA) の権限を追加する。
1649	10. 26	PD 1112 「道路使用料金所運営令」修正。
1653	12. 11	PD 902-A 修正, SEC 権限を強化する。
1654	12. 14	PD 1281 「鉱業局設置法」修正, 鉱業・地学局に改称等。
1657	12. 19	PD 1167 (海外建設事業者令) 修正, 奨励措置を強化する。
1662	80. 1. 10	スリガオ鉱床開発の免税を延長する。
1671	1. ?	ガソリン・石油ディーラー課税。
1672	2. 7	石油製品の従量税率を引上げる。
1674	2. 16	物価安定審議会 (PSC) を設置する。
1675	2. 17	72年麻薬等取締法修正。
1677	2. 19	PD 463 (74年鉱物資源開発令) の外

		国企業との役務契約条項を修正する。	1715	8. 21	PD 618賠償法修正。
1678	2. 20	緊急生活手当支給令（暫定）。	1716	8. 21	PD 66輸出加工区庁法修正。奨励措置を改訂する。
1679	3. 6	78年関税法修正，領事送り状を廃止，領事署名の商業送り状に代える。	1718	8. 21	国益にとって極めて重要な書類・情報の使用を制限する。
1680	3. 10	Metro Manila Transit Co. 設置令修正。	1720	9. 8	PD 1251鉱業廃棄物徴収法修正。
1684	3. 17	高利取締法修正。通貨委は，低優先ローンに高金利上限を，各種借入に個別上限を設定してよい。	1722	9. 16	国家石炭庁（NCA）を設立する。
			1724	9. 18	内国歳入法修正。大統領に，経済情勢に応じ，鉱産物・林産物の諸税率改訂の権限を与える。
1685	3. 17	中央銀行法修正。中銀は海外からの特別借入およびその再貸付を行ってよい。	1727	10. 8	爆発物に関する誤った情報を広げまたは爆破脅迫をする行為を処罰する。
1688	4. 3	中小企業育成のため Equity Venture Capital Corp. への銀行の出資を認める。	1728	10. 8	PD 9修正。火器使用犯罪の刑罰を強化する。
			1731	10. 8	政府側証人，情報提供者に償金・恩典を与える。
1689	4. 6	ある種の詐欺罪の刑罰を重くする。	1732	10. 8	政府側証人に刑事訴追を免除する。
1690	4. 17	関税法 401 条修正。大統領に現行関税率を最低10%，最高100%の範囲で変更する権限を与える。	1733	10. 21	PD 1467フィリピン農作物保険会社設立法を修正する。
1691	5. 1	労働法典の海外出稼労働者関係条項を修正する。	1738	9. 17	銀行増資奨励のため5カ年間資産売却・交換益に対する税を免除する。
1692	5. 1	労働法典修正。死亡・永久不具者に対する給付を増額する。	1739	9. 17	長期貸付資金の創出奨励のため内国歳入法を修正する。
1693	5. 1	労働法典修正。違法な労働者斡旋を経済破壊罪とする。	1740	9. 17	未申告所得の自発的申し出ある場合所得税法違反刑を容赦する。
1698	5. 22	珊瑚開発・保護令を修正する。			<b>B. 通 達 (LOI)</b>
1699	5. 27	ココナツ消費者安定基金の分担金の徴収を停止する。	950	79. 10. 25	重工業委員会を設置する。同委は大規模工業プラントの機械・設備の平均50%生産のための開発戦略を採用し，以下の国産化計画を実施する。80年15% 81年20%，82年25%，83年30%，84年40%，85年50%。
1700	7. 10	エネルギー局にパイプライン特許料の決定権限を与える。			
1702	7. 18	RA 3601修正，国家灌漑局（NIA）の資本金を100億ペソに引上げ，権限を強化する。	951	10. 26	原子炉プラント危険調査委員会の超過経費の支出を指示する。
1703	7. 26	PD 690修正。南部フィリピン開発庁（SPDA）を改組・強化する。	953	10. 30	食料品の供給・価格安定のため食料に関する大統領行動委員会を設置する。
1705	8. 1	内国歳入局の権限を強化する。	957	11. 13	法務相等にバタアン原発の安全性確保の措置を取るよう指示する。
1708	8. 8	麻葉取締法修正。	964	11. 28	ビニール・アスベスト・タイルの輸入は BOI の許可証明を要する。
1709	8. 13	石油会社の超過利益に付加税を課す。	965	11. 28	外国建設業者は政府先払い保証のための L/C を国内銀行に開設すること。
1710	8. 13	PD 791修正。製糖用機器類の輸入関税等の諸税免除期間を5年間延長する。	968	12. 17	政府契約は資金ある場合に結ぶこと。
1711	8. 15	PD 760の効力を1999年まで延長する。	989	80. 2. 16	国家鉄鋼会社にミルク缶用錫メッキ鋼板の輸入諸税相当の補助金を与える。
1713	8. 18	最低賃金を1ペソ，法定生活手当を増額する（月収1500ペソ以下の非農業労働者は60，プランテーション労働者は45，その他の農業労働者は30各ペソ）。	993	2. 19	建設業認可委員会を工業省管轄に移

- す。
- 994 2. 19 原油備蓄の21%増強のため PNOOC に 100万バレル・タンク 2 基の建設を指示する。
- 995 3. 5 外貨送金研究チームを設置する。
- 1000 3. 20 政府機関は専門職規制委員会の認定組織の会員を優先雇用すること。
- 1011 4. 19 銃砲不法所持・許可場所外携行罪を軍裁管轄とする。
- 1012 4. 19 公共事業省庁による契約は大統領の承認を要する。
- 1013 4. 19 食糧供給・価格安定のため Food Terminal, Inc. を改編する。
- 1016 5. 1 ①輸出糖買取価格と販売価格との差益を国家砂糖貿易公社と生産者が折半すること。②3月16日から製糖工場は13ペソの最低賃金を、プランターは10ペソを支払うこと。また対生産者複合価格がビクル110ペソ以上の場合、それぞれ1ペソ加算すること。
- 1022 5. 19 商務省履物輸出ユニットを設置。対米輸出履物は同ユニットの輸出許可を要す。
- 1024 5. 22 ケダシ融資計画にその他の食糧を含めることを認める。
- 1025 5. 22 地域農協融資のため5000万ペソ支出。
- 1033 5. 30 以下の地点に5カ年以内に輸出加工区／工業団地の設置を指示する。北部ルソン、ラウニオン州、クラーク・フィールド、インファンタ・リアル、バタンガス州、カビテ、ピコール地方、イロイロ市、バコロド市、タクロバン市、ダバオ市、サンボアンガ市。
- 1035 6. 3 ココナツ労働者に十分な援助を指示。
- 1040 6. 24 登録輸出貿易会社に金融・行政上の特典を与える。
- 1050 8. 1 BIR 職員給与のベースを引上げる。
- 1055 8. 17 生産物の販売・交換が年2万ペソ以下の農民に定額・定率税の支払を免除する。
- 1060 9. 2 ラナオ湖周辺開発プロジェクト。
- 1068 9. 23 PD 1609, 1610による石油製品の免税輸入を停止する。
- 1069 10. 2 家内工業に PD 1713の適用を免除する。

## C. 大統領行政命令 (EO)

- 557 79. 9. 5 印刷機・部品等の関税を10%に引下げる。
- 569 11. 23 BOI に、登録不況企業に対する特典期間の延長、免税率の引上げを認める。
- 573 12. 7 Philippine Export Council 廃止、Philippine Export Advisory Council 設置。
- 577 80. 1. 12 農村水道開発公社 (RWDC) を設立する。
- 587 3. 25 鉱産品の輸出・プレミア税を停止。
- 589 4. 17 5カ年地方開発計画実施のため地方開発投資計画を採択する。
- 593 5. 17 ココナツ製品の輸出・プレミアム税を免除する。
- 614 8. 18 国家賃金審議会を設置する。
- 615 8. 18 国家生産性委員会(NWC)を設置する。
- 620 9. 11 Palayan ng Bayan を Pagkain ng Bayan に改組する。
- 624 10. 2 BOI 登録輸出企業による時計部品の輸入関税を引下げる。

## D. 国法 (BP)

- 44 79. 11. 26 低開発地域投資促進法。
- 61 80. 5. 1 以下67号(同一日付)まで7法は、拡大商業銀行制度(長期資金創出のため商銀等の業務拡大等を認める)創設のため金融関係法を修正するもの。
- 68 5. 1 フィリピン会社法典。
- 70 5. 1 労働法典修正(不当労働行為を刑事犯罪とする等)。
- 71 5. 1 改訂刑法310条修正。
- 72 6. 11 国勢調査法。
- 73 6. 11 エネルギー節約促進法。
- 74 6. 11 陸上運輸・交通法修正。
- 76 6. 13 PD 986号修正。
- 79 6. 16 在外フィリピン人委員会設置法。

## E. 中央銀行の主な金融措置

▶覚書49号(79. 11. 29)——ココア製品輸入は商務省の許可証を要する。

▶回状704号(80. 12. 1)——回状610号修正。中銀の再割率を以下に変更。①基本率11%、②伝統輸出品4%から6%に、③その他優遇率は不変。

▶回状705号(12. 1)——①残存満期730日以下の手形等の買取実質利回りは18%以下とする。同730日超は21%とする。②満期730日以下の貸付の諸手数料を除く実

質利率は担保付きの場合14%、無担保は16%以下とする。手数料は回状504号による。同730日超手数料含む実質利率は一律21%以下とする。

▶回状706号(12.1)——①回状679号の預金利率をそれぞれ2%引上げる。②回状585号修正。満期730日以下預金替り借入れ金の35%短資取引税を加算した実質利率は17%以下とする。

▶回状719号(12.18)——外国企業の国内借入れガイドライン2・4条修正。輸出志向企業の債務総額は申請直前6カ月間の非伝統製品の2カ月平均輸出相当額を控除したものとする。

▶回状710号(12.26)——71.3.1付覚書修正。要求払い預金受入れを認可された貯蓄銀行に農村銀行の預金銀行となることを認める。

▶回状711号(80.1.28)——回状578号修正。非株式貯蓄貸付組合の預金利率を2%引上げる。

▶回状712号(1.28)——回状705号修正。非株式貯蓄・貸付組合の貸付利率——回状705号の②に同じ。

▶回状715号(2.1)——芳香タバコ取引貸付基金の貸付計画規則細則の改訂。

▶回状720号(2.22)——農村銀行の最低払込資本金を10万ペソから50万ペソに引上げる。

▶回状721号(2.25)——非銀行金融機関、非金融機関、個人の貸付利率上限。満期730日以下の諸手数料除く実質利率は担保付きで14%、無担保は16%、手数料は2%以下とする。730日超は手数料込みで21%とする。

▶回状722号(3.3)——質店の貸付利率。2000ペソ以下は月利2.5%、2000ペソ超は年利18%。

▶回状723号(3.5)——農村銀行の中銀再割引資格の一時的取消規則。

▶回状724号(4.8)——回状661号修正。貯蓄・抵当銀行の証券投資規則改訂。

▶回状727号(4.8)——回状504号修正。貯蓄・農村銀行の貸付手数料上限。貸付1000ペソ以下は20ペソ。

▶覚書(4.24)——民間商銀の最低払込み資本金の算定について。

▶回状732号(5.9)——コールの最高実質利率を17%から18%に引上げる。

▶回状733号(5.9)——PD 1688号施行規則。

▶回状734号(5.9)——信託会社営業規則の追加。

▶回状739号(7.3)——国法61号施行規則・細則。

▶回状741号(7.3)——国法65号施行規則・細則。

▶回状742号(7.3)——国法61号、66号施行規則・細則。

▶覚書(7.9)——未収預金引当の引出しを禁止。

▶回状743号(7.10)——フィリピン海外建設委員会登

録の建設会社による資金海外留保規則。

▶回状744号(7.10)——フィリピン建設業者の海外プロジェクトに対する保証発行政策ガイドライン。

▶覚書17号(7.15)——外国保険会社の非居住者ペソ預金口座。

▶回状745号(7.16)——回状733号修正。

▶覚書(7.17)——回状720号施行ガイドライン。

▶回状746号(8.1)——中銀認証貿易外貨稼得業者の資格およびその特典・援助。

▶回状747号(8.12)——不適格な担保物件。

▶回状749号(8.?)——銀行および準銀行業務営業の非銀行金融仲介機関(NBQB)に対する中銀の特別信用便宜供与に関するガイドライン。

▶回状750号(8.?)——中銀の優遇再割引率および貸付限度率、並びに銀行の徴収できる貸付利率に関する規則・細則。

▶回状751号(8.?)——回状585、679号修正。預金利率。回状706号に拡大商業銀行を追加。

▶回状752号(8.?)——ペソ預金準備率規則の統合。  
①商業銀行等。全種預金に対し20%。②農村・貯蓄銀行。要求払預金：20%。農村銀行は10月末から14.5%、以後20%に達するまで毎月+0.5%。NOW 勘定：12%。定期・貯蓄預金：8%。③DBP。定期・貯蓄預金：8%。④法定準備のうち中銀預託義務率。商銀等25%、その他銀行10%。

▶回状753号(8.?)——回状742号18条(預金代り借入金の準備要件)修正。

▶回状754号(8.?)——準銀行業務営業銀行の預金代り借入金に関する改訂規則。

▶回状755号(8.?)——変動利率条件、満期4年以上のローンの延長に関するガイドライン。

▶回状756号(8.?)——回状739号第9条(商業銀行の最低払込資本金)修正。

▶回状757号(8.22)——準銀行業務経営の金融仲介機関の最低払込資本額を5000万ペソとする。

▶覚書(9.7)——NBQB(投資会社、金融会社等)に対する中銀貸付に関する基本規則・細則。

▶回状758号(9.4)——銀行は付表中の非必需消費財および未分類消費財をカバーする外貨を、中銀の事前承認なくとも、81年1月1日より売却できる。

▶覚書762号(9.24)——中銀の銀行種別再割引枠。

▶回状766号(10.10)——NBQBの中銀預金に平均日中残高の3%の利子を付す。



フィリピン 1980年

## 主 要 統 計

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 第1表 産業別国内総生産        | 第8表 資本調達勘定       |
| 第2表 労働統計            | 第9表 外国為替収支       |
| 第3表 消費者物価指数         | 第10表 10大輸出入品     |
| 第4表 主要経済指標          | 第11表 最終用途別輸入構成   |
| 第5表 通貨増減要因          | 第12表 相手国別輸出入額と比率 |
| 第6表 中央政府現金勘定        | 第13表 対外債務残高      |
| 第7表 中央銀行承認国籍別外国直接投資 |                  |

第1表 産業別国内総生産<sup>1)</sup> (1972年価格)

	価 額 (100万ペソ)			対前年増加率 (%)		構 成 比 (%)		
	1978年 <sup>2)</sup>	1979年 <sup>3)</sup>	1980年 <sup>4)</sup>	1979年	1980年	1978年	1979年	1980年
農 林 漁 業	21,633	22,637	23,627	5.3	4.4	26.4	25.9	25.7
鉱 業	1,810	2,134	2,530	18.0	10.1	2.2	2.4	2.6
製 造 業	20,066	22,115	23,283	5.7	5.1	24.5	25.4	25.3
建 設 業	5,953	6,368	6,732	7.0	5.7	7.3	7.3	7.3
電 気・ガ 斯・水 道	748	850	989	10.2	16.4	0.9	1.0	1.1
運 輸・通 信・倉 庫	4,276	...	4,886	3.0	5.4	5.2	...	5.3
商 業	16,858	...	18,908	6.5	5.3	20.6	...	20.6
サ ー ビ ス 業	10,515	...	11,172	4.3	4.9	12.8	...	12.2
国 内 総 生 産	81,859	87,386	91,947	5.8	5.2	100.0	100.0	100.0
海外からの純要素所得	136	1,369	964					
国民総生産	81,995	88,755	92,911	6.0	7.1			
間接税マイナス補助金	8,140	...	9,514	15.5	1.8			
資本減耗引当	7,960	...	8,990	5.8	6.4			
国民所得	65,895	...	74,407	4.9	4.7			

(注) 1) 1980年12月現在推計 2) 未改訂のため79~80年と整合しない 3) 改訂値 4) 暫定値  
(出所) NEDA—Bulletin Today, Jan. 2, 1981.

第2-1表 就業状態別人口

(単位 1000人)

	1976年	1977年		1978年		1979年
	7~9月	1~3月	7~9月	1~3月	4~6月	10月
15歳以上人口		25,251	26,072	26,646	26,757	27,160
労働力人口	15,017	15,989	15,002	15,508	16,830	16,700
就業人口	14,238	14,985	14,334	14,624	15,753	15,900
農業	7,659	7,046	7,474	52.7%		
林業	1,598	1,837	1,515			
漁業	4,981	6,102	5,345	47.3%		
製造業	780	1,004	668	884	1,077	787
その他	5.2	6.3	4.5	5.7	6.4	4.7
失業者						
失業者の分類						
賃金・給付受給者	6,409	6,863	6,545			
民間	5,104	5,587	5,302			
政府	1,305	1,276	1,242			
自給無給	5,412	5,560	5,484			
家族従業者	2,309	2,513	2,273			

(出所) National Census and Statistics Office.

第2-2表 非農業労働者賃金率指数 (マニラ・同郊外)

(1972=100)

	名目賃金		実質賃金			名目賃金		実質賃金	
	熟練	未熟練	熟練	未熟練		熟練	未熟練	熟練	未熟練
1969年	85.3	79.7	123.2	115.0	1975年	119.7	120.1	72.7	72.9
1970年	90.6	88.4	114.4	111.6	1976年	124.4	126.2	71.2	72.3
1971年	95.3	94.4	105.1	104.1	1977年	137.5	132.9	72.9	70.4
1972年	100.0	100.0	100.0	100.0	1978年	154.4	138.4	76.1	68.3
1973年	105.3	102.6	92.4	90.0	1979年	170.1	145.8	70.8	60.7
1974年	115.1	110.8	75.6	72.8	1980年	180.9	151.5	63.7	53.4

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1979. および Central Bank, *Business Day*.

第3表 メトロ・マニラ消費者物価指数

(1972=100)

	全品目								全品目						
	食品	衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他	食品		衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他		
1964	57.8	53.9	53.8	67.1	54.6	65.5	63.9	1973	114.0	114.0	117.1	119.8	104.2	108.2	113.6
1965	59.2	54.7	55.1	69.1	59.9	67.2	65.2	1974	152.2	156.6	171.9	139.0	151.0	139.2	168.3
1966	62.4	58.4	54.5	70.4	60.2	66.6	64.7	1975	164.6	166.6	189.6	150.2	160.1	153.2	194.2
1967	66.4	63.2	57.3	73.1	60.6	71.4	67.9	1976	174.8	176.8	193.8	157.3	169.7	169.5	204.4
1968	68.0	63.0	58.7	77.6	61.0	76.8	69.1	1977	188.6	190.0	204.8	168.6	176.3	193.7	213.2
1969	69.3	63.9	59.1	79.3	60.8	78.2	70.8	1978	202.9	205.7	225.8	180.7	180.4	209.3	221.9
1970	79.0	73.8	75.6	86.7	75.6	86.7	81.4	1979	241.1	244.8	265.6	206.6	217.4	267.6	263.9
1971	90.9	88.8	90.2	93.7	85.6	96.8	91.7	1979 <sup>a</sup>	234.7	238.8	257.1	203.6	209.4	249.0	258.0
1972	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1980 <sup>a</sup>	279.5	279.1	334.3	224.0	284.6	313.5	307.4

(注) a: 1~9月。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, Dec. 1979.  
*Philippine Economic Indicators*, Nov. 1980.

第4表 主要経済指標

			1976年	1977年	1978年	1979年 <sup>p</sup>	1980年 <sup>p</sup>
農 <sup>1)</sup>	食糧	精米(1000トン)	3,757	3,938	4,206	4,390	4,878
		とうもろこし( " )	2,766.8	2,843.4	2,855.2	3,167.4	3,176.0
業	輸出作物	ココナツ(100万個)	11,301.5	11,985.9	11,388.7	12,051.7	...
		分蜜糖( " )	2,875.2	2,670.9	2,335.0	2,286.7	...
		バナナ( " )	2,270.6	2,447.4	3,155.8	4,162.1	...
		木材伐採量(1000m <sup>3</sup> )	8,645.8	7,873.1	7,168.5	6,578.0	5,091.5
業	金(純金, kg)	銀(純銀, kg)	15,584	17,373	18,243	16,649	...
		ニッケル(トン)	46,053	50,429	50,930	55,532	...
		クロム(トン)	15,239	36,781	31,046	33,954	30,337 <sup>2)</sup>
		銅(地金, " )	346.3	442.9	435.4	423.5	...
			237.6	272.8	263.4	285.3	...
発電量	NPC. マニラ電力(100万KWH)		10,430	11,444	12,496	13,435	...
生産量指数 (1972=100)	農林漁業 <sup>1)</sup>		128.5	136.2	144.4	153.1	...
	製造業		116.4	120.4	126.2	131.9	...
	鉱業		112.4	131.3	127.4	133.1	...

(注) 1) 作物年度(7月~6月) 2) 1-6月 p: 暫定数字。

(出所) Central Bank, *Statistical Bulletin*, 1979, *Philippine Economic Indicators*, Nov. 1980.

第5表 通貨増減要因

(単位 100万ペソ)

	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年
A. 公的部門						
1. 対中央政府信用	4,809.7	4,789.4	5,798.5	7,920.6	9,955.8	...
控除：現金・預金残高	5,858.8	3,658.1	3,639.2	3,594.4	5,178.0	...
IMF 勘定	-109.1	-113.0	n. a.	335.1	297.2	...
合 計	-940.0	1,244.3	2,159.2	3,991.1	4,480.6	4,229.4
2. 対地方政府・政府機関信用	1,974.2	4,927.4	6,614.0	6,854.8	7,168.8	...
控除：貯蓄・定期預金	576.3	690.2	1,074.9	729.1	1,125.1	...
中央銀行その他勘定純計	1,826.2	898.6	-365.0	-1,265.1	-1,277.5	...
合 計	-428.3	3,419.8	5,904.1	7,380.8	7,321.2	6,503.9
公的部門計	-1,368.3	4,664.1	8,063.3	11,381.9	11,801.8	10,733.3
B. 民間部門						
対民間信用	24,135.9	28,501.8	34,903.4	40,618.4	51,425.7	67,188.7
控除：貯蓄・定期・保証金預金	16,439.1	19,821.7	24,759.7	30,486.0	36,603.8	40,465.5
民間商銀その他勘定純計	994.5	2,774.0	4,691.5	6,491.0	9,082.2	13,544.5
民間部門計	6,702.3	5,906.1	5,452.2	3,641.4	5,739.7	13,178.7
C. 公・民間部門計	5,334.0	10,570.2	13,515.5	15,023.3	17,541.5	23,912.0
D. 対外部門						
外貨準備・外為差金	7,221.9	8,179.5	16,725.8	17,343.6	24,393.1	28,712.6
控除：海外補償借入れ	3,548.1					
IMF クレジット	906.4					
外貨預金	70.8	8,434.9	18,166.4	17,428.4	24,989.1	33,781.0
外貨建 CBCI その他	2,570.9					
対外部門計	3,673.8	-255.4	-1,440.6	-84.8	-596.0	-5,068.4
F. 通貨供給高	9,007.8	10,314.8	12,074.9	14,938.5	16,945.5	18,843.6

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。

第6表 中央政府現金勘定 (暦年)

(単位 100万ペソ)

	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年
期首現金残高	6,842.7	7,105.0	6,470.5	7,106.4	9,301.0	12,557.2
A. 経常勘定純計	-726.5	-2,021.2	-1,833.6	-1,559.2	-1,737.2	-3,557.9
受 取	21,425.7	21,027.0	24,802.6	29,804.5	36,337.5	47,911.4
支 払	22,152.2	23,048.2	26,636.2	31,363.7	38,075.1	51,467.4
経 常	21,483.1	22,304.8	25,738.1	30,227.6	—	—
利子支払	669.1	743.4	898.1	1,136.1	—	—
B. 金融勘定純計 (2-1)	988.8	1,386.7	2,469.5	3,753.8	4,993.4	4,993.2
1. 債務償還	5,364.8	6,474.2	7,299.4	9,145.0	—	—
2. 借 入 れ	6,353.6	7,860.9	9,768.9	12,878.8	—	—
国 外	381.2	155.6	1,024.3	10,033.9	—	3,054※
国 内	5,972.4	7,705.3	8,744.6	2,864.9	—	1,939※
借入金	—	300.0	800.0	—	—	—
有価証券	—	7,405.3	7,944.6	—	—	—
C. 現金勘定純計	262.3	-634.5	635.9	2,194.6	3,256.2	1,437.3
期末現金残高	7,105.0	6,470.5	7,106.4	9,301.0	12,557.2	12,994.5

(注) ※純額

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。

第7表 中央銀行承認国籍別外国直接投資<sup>D)</sup>

(単位 100万ドル)

	約 東 額			送 金 済 額	
	1977年末	1978年末	1979年末	1978年末	1979年末
米 国	370.1	447.5	612.0	450.8	578.9
日 本	178.5	196.4	203.7	164.2	186.0
英 国	37.8	39.8	42.9	34.9	38.0
カ ナ ダ	52.2	52.4	54.1	48.8	50.3
ス イ ス	27.4	33.2	38.3	20.2	25.5
香 港	39.4	53.4	58.1	34.6	39.9
ルクセンブルグ	n. a.	11.8	22.2	10.8	11.0
オーストラリア	n. a.	22.1	28.4	19.7	24.2
パ ナ マ	n. a.	13.6	14.2	10.4	11.7
そ の 他	n. a.	15.0	106.3	57.8	85.9
合 計	800.9	975.8	1,216.2	852.1	1,051.4

(注) 1) 証券投資を除く。

(出所) 中央銀行。

第8表 資本調達勘定

(単位 100万ペソ)

	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979 <sup>p)</sup>	1979 <sup>u)</sup>
粗国内資本形成	15,444	26,832	35,705	41,053	44,251	50,719	63,353	61,261
固定資本形成	11,049	18,645	27,800	32,753	36,322	41,676	52,138	51,050
1. 建設	4,414	7,575	11,714	16,463	19,643	21,797	27,947	28,018
政府	1,398	2,854	4,368	6,428	8,125	9,300	12,303	11,011
民間	3,016	4,721	7,346	10,035	11,518	12,497	15,644	17,007
2. 耐久設備	6,635	11,070	16,086	16,290	16,679	19,879	24,191	23,032
在庫品増加	4,395	8,187	7,905	8,300	7,929	9,043	11,215	10,811
粗国内貯蓄	18,914	25,881	29,296	31,917	37,922	41,253	51,269	54,053
固定資本減耗	6,466	8,550	11,304	12,873	14,450	15,580	17,383	19,619
純国内貯蓄	12,448	17,331	17,992	19,044	23,472	25,673	33,886	34,434
1. 家計	7,025	9,619	10,457	13,182	17,183	16,070	22,115	21,421
2. 企業	1,472	2,504	3,240	4,151	3,745	4,260	4,515	5,405
3. 政府	4,121	4,898	4,633	2,927	3,895	6,251	8,616	5,605
4. 海外からの純要素所得	(170)	310	(338)	(1,216)	(1,351)	(914)	(1,360)	2,001
貯蓄投資差額	(3,470)	951	6,409	9,136	6,329	9,466	12,084	7,808

(注) p. 速報値, 1) 5カ年計画目標値。

(出所) NEDA.

第9表 外国為替収支

(単位 100万ドル)

	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年 <sup>p</sup>
経常収支	-548	-200	-805	-1,376	-1,473
商品取引	-872	-686	-1,301	-1,762	-1,749
輸出入	2,195	2,556	2,867	3,779	4,642
輸出入	3,067	3,242	4,168	5,541	6,391
非商品取引	111	260	235	83	-67
受取 <sup>1)</sup>	872	1,030	1,341	1,478	1,971
支払	761	770	1,106	1,395	2,038
移転収支	263	226	261	303	343
受取	216	228	263	306	346
支払	3	2	2	3	3
資本収支 <sup>2)</sup>	387	364	719	737	936
長期資本	268	211	502	288	313
流入	677	771	1,446	1,195	1,019
流出	409	560	944	907	706
短期資本	113	147	214	447	625
流入	202	245	611	887	2,691
流出	89	98	397	440	2,066
誤差脱漏	6	6	3	2	-2
貨幣用金	—	—	32	41	128
SDR割当て	—	—	—	28	29
総合収支	-161	164	-54	-570	-380
金融勘定	161	-164	54	570	380
中銀補償借入	227	-443	51	481	1,000
借入	1,252	218	351	1,076	2,547
返済	1,025	661	300	595	1,547
外貨準備(-)増減	-66	279	3	89	-620
外貨準備 <sup>3)</sup>	1,642	1,525	1,883	2,423	3,156

(注) 1) 米政府支出を含む。2) 中央銀行の外国借款に関する取引を除く。

3) 中銀準備のみ。p. 速報値。

(出所) Central Bank.

第10表 10大輸出入品

(単位 100万ドル)

	輸 出					輸 入			
	1977年	1978年	1979年	1980年 <sup>a</sup>		1977年	1978年	1979年	1980年 <sup>b</sup>
ヤシ油	412.2	620.6	742.5	295.6	非電気機械	589.0	737.2	934.6	764.5
銅精鉱	267.8	250.4	440.4	347.2	石油, 潤滑油	984.2	1,015.4	1,371.0	1,601.2
砂糖	511.7	196.9	211.6	315.5	輸送機器	295.1	389.1	544.1	371.5
半導体	94.6	173.6	289.0	...	卑金属	304.9	382.8	547.0	402.0
丸太	133.7	144.9	144.4	161.6	電気機器	137.9	203.3	229.4	244.0
木材	66.7	85.2	198.4	...	穀類, 同製品	121.7	121.4	143.6	148.7
コプラ	200.5	135.7	89.1	26.1	爆薬, 化学製品 <sup>4)</sup>	177.0	199.0	286.6	155.1
コプラ・ミール <sup>1)</sup>	113.7	160.1	217.1	...	繊維品	166.7	189.3	229.8	83.5
金	58.7	75.7	103.3	135.6	化学原料	160.0	203.3	249.3	208.7
バナナ <sup>2)</sup>	72.5	85.2	107.2	53.2	金属製造品	71.3	107.3	127.9	99.7
10品目計	1,967.0	1,956.6	2,559.7	...	10品目計	3,007.8	3,548.1	4,663.3	4,078.8
輸出総額	3,150.9	3,424.9	4,601.2	3,208.3	輸入総額	3,914.8	4,732.2	6,141.7	5,712.0

(注) a. 1~7月。b. 1~9月。1) 77年以降は縫製品, 2) 78年以降は合板, 3) 肥料を含む。

(出所) Central Bank, Annual Report 各年。80年は Philippine Economic Indicators, Nov. 1980.

第11表 最終用途別輸入構成

(単位 100万ドル)

	1975年		1976年		1977年		1978年		1979年		1980年*	
		%		%		%		%		%		%
合計	3,459.2	100.0	3,633.5	100.0	3,914.8	100.0	2,732.2	100.0	6,141.7	100.0	4,808.6	100.0
生産財	3,187.3	92.1	3,394.6	93.4	3,675.5	93.9	4,442.3	93.9	5,783.3	94.2	4,068.5	84.6
機械設備	675.1	15.9	640.8	17.6	544.5	13.9	699.8	14.8	934.2	15.2	710.6	14.8
未加工原材料	908.3	26.3	1,006.8	27.7	1,074.1	27.5	1,154.9	24.4	1,401.6	22.8	1,135.5	32.6
半加工原材料	1,471.2	42.5	1,611.8	44.4	1,856.6	47.4	2,390.2	50.5	3,056.9	49.8	1,909.8	39.7
サプライズ	132.7	3.8	135.2	3.7	200.3	5.1	197.4	4.2	390.6	6.4	312.6	6.5
消費財	271.9	7.9	238.9	6.6	239.3	6.1	289.9	6.1	358.7	5.8	240.1	5.0
耐久財	15.2	0.5	17.0	0.5	18.6	0.5	26.1	0.6	29.5	0.5	16.5	0.3
非耐久財	256.7	7.4	221.9	6.1	220.7	5.6	263.7	5.6	329.2	5.4	223.6	4.7

(注) a: 1~7月。(出所) Central Bank, Annual Report 各年。1980年は Philippine Economic Indicators, Nov. 1980.

第12表 相手国別輸出入額と比率

(単位 100万ドル)

	米 国				日 本				西ヨーロッパ <sup>a</sup>				アジア(日本を除く) <sup>b</sup>			
	輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		輸 入		輸 出	
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%
1966	284.5	33.4	346.4	41.8	243.9	28.6	246.3	31.9	145.1	17.0	157.9	19.1	72.2	8.5	43.9	5.5
1967	362.7	34.1	352.6	42.9	306.9	28.9	278.6	33.9	175.4	16.5	105.9	12.9	91.2	8.6	69.0	8.5
1968	372.2	32.4	391.5	45.6	326.7	28.4	283.3	33.0	220.9	19.2	96.3	11.3	97.9	7.5	69.8	8.2
1969	320.2	28.3	360.3	42.2	336.7	29.8	328.8	39.2	237.0	20.6	78.1	9.1	88.0	7.7	64.7	6.8
1970	315.1	28.9	440.2	41.5	344.9	31.6	420.8	39.6	176.7	16.2	84.7	8.0	129.9	11.9	64.6	6.1
1971	291.2	24.6	459.5	40.4	395.1	30.3	398.6	35.1	211.1	17.8	137.4	12.1	163.2	13.8	77.2	6.8
1972	312.6	24.8	446.6	40.4	390.8	31.0	373.4	32.6	178.6	14.2	161.8	14.3	164.4	13.4	56.6	5.1
1973	449.8	28.2	676.0	35.8	518.5	32.5	674.5	35.8	206.2	12.9	230.6	12.2	152.8	9.6	136.9	7.3
1974	734.5	23.3	1,156.7	42.4	864.5	27.5	949.2	34.8	386.3	12.3	323.4	11.9	303.0	9.6	132.8	4.9
1975	754.3	21.8	664.3	29.0	966.3	27.9	865.0	37.7	429.4	12.4	371.7	16.2	387.4	11.2	154.6	6.7
1976	801.8	22.1	924.4	35.9	976.4	26.9	621.5	24.1	438.6	12.1	484.1	18.8	489.6	13.5	214.6	8.3
1977	799.2	20.4	1,112.1	35.3	975.3	24.9	726.9	23.1	468.7	12.2	581.2	18.5	597.7	15.3	288.3	9.1
1978	997.4	21.1	1,156.2	33.8	1,285.1	27.2	818.4	23.9	598.5	12.6	634.2	18.5	665.1	14.1	464.2	13.6
1979	1,402.5	22.8	1,384.2	30.1	1,397.9	22.8	1,201.0	26.1	850.7	13.9	930.8	20.2	925.5	15.1	598.8	13.0
1980 <sup>c</sup>	831.8	23.1	717.2	26.0	764.7	21.3	769.5	27.9	427.3	11.9	470.1	17.0	473.4	13.2	407.2	14.7

(注) a: 1970年以降は EC。b: 1970年以降は日本, イラン, ソ連, 中国を除く ESCAP 諸国。c. 1~6月。

(出所) Central Bank, Statistical Bulletin, 1979.

第13表 対外債務残高<sup>a</sup>

(単位 100万ドル)

	79年末残高	80年中取引			80年末残高 <sup>p</sup>
		取得額	返済額	調整 <sup>d</sup>	
総計	9,778.3	8,319.0	5,685.8	-141.5	12,270.0
中央銀行	368.2	191.5	205.3	-41.4	313.0
回転信用	45.0	191.0	195.0	—	41.0
定期信用 <sup>b</sup>	323.2	0.5	10.3	-41.4	272.0
政府部門	5,018.3	3,400.2	2,370.2	17.7	6,066.0
回転信用	488.8	2,164.5	1,876.6	57.3	833.7
定期信用	4,529.5	1,236.0	-39.6	5,232.2	
IMF補償融資	96.1	121.8	49.5	—	168.4
IMF石油融資	128.0	—	48.4	—	79.6
IMF拡大信用	254.7	—	—	—	254.7
IMF信託基金	139.5	61.9	—	—	191.4
IMFスタンバイ	118.9	133.1	—	—	252.0
緩衝在庫融資	45.9	—	45.9	—	—
IMF補完融資	—	140.1	—	—	140.1
中銀の再貸付	225.2	66.2	—	—	291.4
その他 <sup>c</sup>	3,521.2	722.9	349.8	-39.6	3,854.7
民間部門	4,391.8	4,727.3	3,110.3	-117.8	5,891.0
回転信用	1,129.6	3,628.0	2,639.8	-200.1	1,917.7
定期信用	3,262.2	1,099.3	470.5	82.3	3,973.3
直接契約分	2,189.2	781.3	398.5	82.3	2,653.9
政府の再貸付	707.1	138.1	68.5	—	776.7
中銀の再貸付	327.3	175.9	—	—	503.2
世銀の再貸付	38.6	4.0	3.1	—	39.5

(注) a: IMFのSDR割当9,520万SDR(1億1,660万ドル)を除く。b: 中央銀行による、対民間農村銀行/世銀借款の再貸付を除く。c: 政府の民間部門に対する再貸付借款を除く。d: 前年までの取得および返済純額。p: 暫定数値。

(出所) 中央銀行。